

(山口県和木町議会) (第四〇一六号) 暮らしを支える年金制度の確立に関する意見書 (沖縄県沖縄市議会) (第四〇一七号) 骨髓移植に係る患者負担の軽減に関する意見書 (東京都議会) (第四〇一八号)	国民健康保険の財政基盤安定に関する意見書 (山梨県長坂町議会) (第四〇一九号) 子どもを虐待から守るために抜本的対策に関する意見書 (大阪府茨木市議会) (第四〇三〇号) 高額療養費の返還(償還)制度の改善に関する意見書 (大阪府東大阪市議会) (第四〇三一号) 公的年金制度改革に関する意見書(広島県東城町議会) (第四〇三二号)	持続可能で安心のできる公的年金制度の確立に関する意見書(岩手県議会) (第四〇三三号) 児童虐待防止のための児童相談所等の充実に関する意見書(滋賀県今津町議会) (第四〇三五号) 児童虐待防止対策の強化に関する意見書(大阪府議会) (第四〇三六号) 税方式の基礎年金制度の構築に関する意見書(北海道根室市議会) (第四〇三七号) 生活保護制度の国庫負担率引き下げをしないことに関する意見書(東京都調布市議会) (第四〇三八号)	生活保護制度に関する意見書(鹿児島市議会) (第四〇三九号) 地域における雇用対策の拡充強化に関する意見書(岩手県議会) (第四〇四〇号) 地域における雇用対策の拡充・強化に関する意見書(京都府京田辺市議会) (第四〇四一号) 中国残留邦人・孤児帰國者への国の援護施策充実に関する意見書(長野県須坂市議会) (第四〇四二号) 低年齢者のマイナス物価ストライド凍結に関する意見書(福島県石川町議会) (第四〇四三号) 日本統治下のハンセン病施設犠牲者に対するハ	ノセン病補償法適用に関する意見書(鳥取県八幡浜市議会) (第四〇四四号) 年金制度の抜本改革の実現に関する意見書(北海道根室市議会) (第四〇四五号) 年金給付額の据え置き等に関する意見書(石川県白峰村議会) (第四〇四六号) 年金改悪反対、大増税の中止に関する意見書(岡山県大佐町議会) (第四〇四八号) 年金制度の改革に関する意見書(静岡県天竜市議会) (第四〇四七号) 年金改定に関する意見書(長崎県鷹島町議会) (第四〇五〇号) 保育の公的責任を後退させる公立保育所運営費の国庫負担金はずし、一般財源化に関する意見書(岡山県大佐町議会) (第四〇五一号) 保育の公的責任を後退させる公立保育所運営費の国庫負担金はずし、一般財源化に関する意見書(岡山県落合町議会) (第四〇五三号) 六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(北海道美唄市議会) (第四〇五四号) 六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(北海道赤平市議会) (第四〇五五号) 六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(北海道余市町議会) (第四〇五六号)	〇衛藤委員長 これより会議を開きます。 内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案(内閣提出第三〇号) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律案(内閣提出第三一号) 高齢期等において国民が安心して暮らすことができる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案(古川元久君外五名提出、衆法第二七号)	〇衛藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。藤田一枝君。 〇藤田一枝 楽はようございます。民主党の藤田一枝でございます。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 〇衛藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
(千葉県市川市議会) (第四〇六二号) 六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(新潟県村上市議会) (第四〇六三号) 六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(京都府宇治市議会) (第四〇六五号)	六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(京都府議会) (第四〇六四号) 六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(大阪府東大阪市議会) (第四〇六六号) 老齢加算、母子加算の廃止と生活保護費の給付抑制をおこなわせないことにに関する意見書(鹿児島県名瀬市議会) (第四〇六七号)	六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(大坂市議会) (第四〇六八号) は本委員会に参考送付された。	六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(千葉県市川市議会) (第四〇六二号) 六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(新潟県村上市議会) (第四〇六三号) 六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(京都府宇治市議会) (第四〇六五号)	六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(千葉県市川市議会) (第四〇六二号) 六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(新潟県村上市議会) (第四〇六三号) 六十五歳まで勤ける雇用環境の整備に関する意見書(京都府宇治市議会) (第四〇六五号)		
各省自治行政局公務員部長須田和博君、厚生労働省社会・援護局長小島比登志君、年金局長吉武民樹君、社会保険庁運営部長薄井康紀君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。	○衛藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。藤田一枝君。 〇藤田一枝 楽はようございます。民主党の藤田一枝でございます。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○衛藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。	省自治行政局公務員部長須田和博君、厚生労働省社会・援護局長小島比登志君、年金局長吉武民樹君、社会保険庁運営部長薄井康紀君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。				
各案審査のため、本日、政府参考人として総務大臣に対してもお詫びいたします。	○衛藤委員長 これより会議を開きます。 内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律案(古川元久君外五名提出、衆法第二七号)	各案審査のため、本日、政府参考人として総務大臣に対してもお詫びいたします。				

言えるんでしようか。お答えをいただきたいと思います。

○坂口国務大臣 おはようございます。

年金の制度というのは、御指摘のように、自分

のものであると同時に、お互いの支え合いのもの

であります。世代間の支え合い、そしてまた同じ

世代内における支え合い、そうしたもののが総合で

ありますから、御自身の年金に入る、入らないと

いう意思で決まるものではありません。したがい

まして、現在、年金に入っているだけでない皆

さん方には、早く入っていただいて、そして、お互

に相互扶助の精神に基づいて、この運営が成

り立つようにしていただきたいというふうに念願

をいたしております。

そうはいいますものの、最近は、二十以上の皆さん方に対しましては、二十になられた時点でお願いの通知等もいたしております。しかし、過去にはそうしたこともなくしてこなかしてこなったといふこともございまして、過去の皆さん方に對して少し手抜かりがあつたといったこともあつたんだろうというふうに反省をいたしているところでありまして、ぜひ、しかしながら、皆さんにお入りをいたげるような体制をこちらも整えながら、そして、皆さんに安心していただけるような体制にしたい、そういうふうに思つていています。

○藤田(一)委員 入つてもらうためには、制度の信頼というものが極めて大事なわけであります。国民年金の空洞化というのが今最大の課題になつていて、にもかかわらず、法案提出者が不信感に拍車をかけた。その責任というものは極めて重大だと言わざるを得ません。しかも、法案には、未納、未加入対策、徴収強化対策というものが盛り込まれているんです。まさに笑止千万ではないですか。さらに、未納、未加入の原因が制度にあるのかのごとき発言に至つては、現行制度の欠陥を政府みずからが認めているに等しいということではありませんか。

多くの国民の皆さんは、今回の出来事で、年金

制度への不満と不信というものを一層募らせていました。そういう国民の皆さんに対し、大臣は本

当に、今回のこの政府案、抜本改革だと自信を持つて言えるんでしょうか。ぜひその点をお聞かせください。

○坂口国務大臣 年金制度は、皆さん方に御理解をいただき、そして御加入をいためて成り立つものでございます。もう言うまでもございません。

厚生年金の皆さん方は、これは働いていただいておりますから、その職場職場でおまとめをいた

だいでいるということでございますので、そこからいわゆる漏れる人というのはほとんど存在をしない。

しかし、国民年金の方は、自営業者の皆さん方がございますので、それそれがこの年金制度に加入をしていただくということにならざるを得ない。加入をしていただきますれば、それに従つて保険料も御提出をいただきなければならない。そういうことになるわけでございますから、とりわけ、国民年金の皆さん方に對してどのように、加入漏れないないように、そして、加入をしていただけた方には継続してお支払いをいたげるよう、どうしていくかということが最大の課題でございます。

したがいまして、そうしたことについては、今後とも一層の努力をしなければならないことになります。これは、制度だけつくり上げればそれですべて済むというわけではありません。いろいろの制度の中でありますも、その中でいかに努力をするかということにかかるんだろうと

いうふうに思つております。

○坂口国務大臣 これが、今さら申し上げるまでございませんけれども、地方分権推進委員会の第三次勧告に従いまして、国と地方の業務が厳格に区分をされました。そして、原則として国が直

いない、こういうふうに言わざるを得ないと思つています。今、大臣の御答弁を聞いていても、私は、大臣はやはりお氣持ちの中に、今回の法案はまだ問題がある、そういうふうに思つていらっしゃると思うんです。

○坂口国務大臣 年金制度は、皆さん方に御理解をいただき、そして御加入をいためて成り立つものでございます。もう言うまでもございません。

厚生年金の皆さん方は、これは働いていただいておりますから、その職場職場でおまとめをいた

だいでいるということでございますので、そこからいわゆる漏れる人というのはほとんど存在をしない。

しかし、国民年金の方は、自営業者の皆さん方がございますので、それそれがこの年金制度に加入をしていただくということにならざるを得ない。加入をしていただきますれば、それに従つて保険料も御提出をいただきなければならない。そういうことになるわけでございますから、とりわけ、国民年金の皆さん方に對してどのように、加入漏れないないように、そして、加入をしていただけた方には継続してお支払いをいたげるよう、どうしていくかということが最大の課題でございます。

第一号被保険者数は増加をする、保険料の納付率は低下傾向にある、まさに、未納、未加入、この問題をどうしていくのか、そのことが大変深刻になつてはいたそのやさきに、二〇〇二年、平成十四年度の納付率の落ち込みというのが一層激しくなつて、全国軒並み低下をし、特に大都市圏以外での落ち込みが顕著になつた。その理由は、この問、減免制度の見直しによる納付対象月数の増加ということを言われていましたけれども、それよりも、むしろ国民年金徴収事務を国に一元化したことにあるのではないかということです。

この点については、先日二十一日の我が党の五島委員の質問に対し、坂口大臣が、国がやるこのになつて急激に下がった、市町村と国との違いが細やかさが違うからどうしてもこういう結果になつてしまふ、この問題は大変失敗だったと思つた。まさにそのとおりだらうというふうに思いました。また大臣は、三月十八日の参議院厚生労働委員会においても、地域における連帯、市町村の努力について言及をされております。

私も、この十四年を迎えたときに、本当に大丈夫かということを言つたわけでございまして、しかし、大丈夫ですと言いましたけれども、方向をどう取り入れて、そして、知恵をどう取り入れて成果を上げていくかということなんだろう

というふうに思つております。

私も、この十四年を迎えたときに、本当に大丈夫かということを言つたわけでございまして、しかし、大丈夫ですと言いましたけれども、

大丈夫じやなかつたわけでありますので、そこ

は、これは私ももう少し細かく具体的な指示をし

ておけばよかつたと実は反省をしているわけであ

ります。もう少し具体的に、市町村においてどう

いう方法で皆さん方にお願いをしていくかという

ことについて具体的な指示をしたいというふうに

思つてはいるところでございまして、そうすることによって、この落ち込みを回復させたいというふうに思つてはいる次第でございます。

○坂口国務大臣 大臣が、本当に大丈夫なのかと

いうふうにおっしゃつた、それで、指示をもつと

ちゃんと徹底すればよかつたんだ、そういう思いもされていたといふ御答弁をいたしました。私は、

これはもう地方分権一括法で決まったから見直せ

ないんだ、そういうことではないはずなんです

施すべき業務のみ地方自治体が行うこととされただ、こういうことでございまして、この国保の徵収につきましては、国が行うということに整理をされたわけでございます。

御指摘のとおり、今まで市町村がきめ細やかにやつてくれていたと思うんです。かなり努力をしまして、市町村に対しまして、三百十二の社会を超えます市町村に対しまして、三百十二の社会が行うわけですから、どうしても市町村のように細やかな配慮というのができなくなつたと、私は率直に今そう思つております。

しかし、一度こうなつたからといって、それで、いや、もう国はだめですから地方にお願いしまして、一度こういうふうに決めていただきました以上、国として最大限の努力をどうしていくか。今まで地方自治体がやりをいただいていたと同じような方向をどう取り入れて、そして、知恵をどう取り入れて成果を上げていくかということなんだろう

というふうに思つております。

私も、この十四年を迎えたときに、本当に大丈夫かということを言つたわけでございまして、そこ

は、これは私ももう少し細かく具体的な指示をし

ておけばよかつたと実は反省をしているわけであ

ります。もう少し具体的に、市町村においてどう

いう方法で皆さん方にお願いをしていくかとい

うことについて具体的な指示をしたいというふうに思つてはいるところでございまして、そうすることによって、この落ち込みを回復させたいというふうに思つてはいる次第でございます。

○坂口国務大臣 大臣が、本当に大丈夫なのかと

いうふうにおっしゃつた、それで、指示をもつと

ちゃんと徹底すればよかつたんだ、そういう思いも

もしていたといふ御答弁をいたしました。私は、

これはもう地方分権一括法で決まったから見直せ

ないんだ、そういうことではないはずなんです

ね。大臣がそこまでおっしゃって、現実に徴収率が非常に落ち込んでいる、平成十五年度もほとんど恐らく横ばいだらうというふうに思うんです、上がつていいなんですよ。そういうことを考えたら、ここはしっかりと見直さなきゃいけない。しかも、見直さなければいけない、見直すべき根拠というのはちゃんとあるんです。それはもう大臣がよく御存じのはずあります。

地方分権一括法附則二百五十二条というのがあるじゃないですか。これに基づいて、この国一元化問題ということをきちっと見直すということが必要ではないですか。これは第百四十五国会の、五党、つまり、自民党、公明党、社民党、自由党、民主党、五党的共同附則修正なんですよ。内容は大臣も御存じのはずです。これに基づいて見直すことが私は絶対できると思います。

具体的に今どうのこうのという実態をあえて申し上げなくとも、大臣がこの附則に基づいて決断をして、基本論に立ち返って見直すということをされれば、事は動いていくんです。もう一度御答弁をお願いいたします。

○坂口国務大臣 今おっしゃっているのは、二百五十二条、「政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」こういう内容でござります。これはいろいろの意味にとれるわけあります。ひとつ頑張れという意味も私は含まれているというふうに思っております。

したがいまして、こういう措置もございますが、振り分けができたわけでございますので、私は、それで努力を最大限するということが課せられた第一の任務というふうに思つております。社会保障全体のあり方、それを今後どうしていくかというような問題は大きな議論としてあり

得ると思っております。そうしたことは一つ念頭に置きながら、しかし、現在私たちに課せられた

任務というものは、最大限これは必死に遂行しなければいけないわけでありまして、我々といたしましては、全力を擧げて取り組みたいというふう

に思つてはいるところでございます。

○藤田(一)委員 一体それではどうされようとするんでしょうか。この間、特別推進員等を配置するというようなことも何回か御答弁の中に出でています。しかし、本当にそういう問題なんぞ

しようかね。

市町村との連携協力ということ、今大臣も地方分権一括法に制約をされていると言われていた。

それだったならば、どれだけ、何人ぐらいの推進員を配置して、どのような業務を行ふんでしょう

か。納付率向上の見通しというものをどう立てて、そういう職員の配置を新たにやろうとしているんでしようか。一步踏み込めば、法定受託事務

との整合性というものが一方では問われてしまう

か。納付率向上の見通しというものをどう立てて、そういう職員の配置を新たにやろうとしているんでしようか。具体的な中身をお答えいただきました

じやないですか。職員の配置の問題で本当に済む

んじゃないですか。職員の配置の問題で本当に済む

ね、この空洞化の問題というのは。これからまたいろいろ考えて検討していかなくて話で事が済む話では絶対ないんです。

大臣、市町村が今までどういう努力をされてきたのかということをまあ大臣もよく御承知だろうというふうに思いますけれども、九八年の六月

に社会保険庁が全国三百市町村を対象に実施しました。

市町村における国民年金事務の実態調査結果

というのがあります。これはごらんになったこと

がございますでしょうか。もしかしたら、ぜひ一度目を通していただきたいというふうに思ひます。

今、大臣が、いろいろな地域格差もあるし、こ

れから社会保険事務所が考えなきゃいけないことなど。とてもそういうレベルではない。大変な努力を市町村はやつてきたわけです。

市町村では、適用関係、窓口関係、記録管理、

広報、その他の六つの分野で当時の機関委任事務の範囲を超えて業務協力と財政支援を行つてきました。こうした努力のもとに八〇%の検認率とい

うものを確保してきました。納付組織も全国七千八百三十六カ所、ちゃんと管理をしていた。これだけのことを、先ほど大臣も全国三千の自治体と

いうふうにおっしゃいましたけれども、市町村一万人の国民年金担当者と二千人の専任徴収員で行つてきたんです。

それが、二〇〇二年、平成十四年の四月から社会保険事務所と国民年金推進員、このスタート時にはわずか全国千八百五十八名です。今年度、一

生懸命ふやしてきて、二千五百六十六名、収納指導員六百二十四名の体制に変えたということな

です。

つまり、新たな職員の配置だとか任命で追いつ

く話ではないんです。やはり問題は国一元化なん

です。

当時から、国の直接執行事務になれば、執行窓口が住民から遠ざかって、住民の利便性、行政

サービスの提供、あるいは広報、関心の低下、こ

ういったものが指摘をされていた。国民年金の收

納率の低下、空洞化ということがずっと懸念をされてきたんです。にもかかわらず、当初から無理があつたにもかかわらず、先ほど大臣が言われていたように、当時の厚生省は、地方分権推進委員会に対して、責任を持つと言つてしまつた。だから第三次勧告が出されたんです。そういう経過をたどつてきていて今日に至つてはいる。

そして、空洞化は本当に深刻な問題になつていています。待つたなしの課題、今回の年金改革の最大の課題ではないですか。それがいまだにこういう状態であるということは、今回の法案、とてもじやないけれども抜本改革とは言えないんです。

そして、大臣、よく聞いてください。これだけ、平成十四年度、収納率が六二・八%に落ち込んでも、昨年の八月に国民年金特別対策本部というのを設置しています。まさに遅きに失している感じがしますけれども、その中で、事務移管に伴う

実務対応のおくれということが指摘をされているんです。これはどういうことだつたんでしょう

のか。具体的にお聞かせください。

○森副大臣 委員御指摘のとおり、平成十四年度の国民年金の納付状況は、納付月数は約一億三千六百一十七万月と、ほぼ前年度、平成十三年度並みとなつたものの、免除制度改正の影響などによりまして納付対象月数が増加いたしましたため、納付率は前年度と比べ八・一ポイント低下し、六二・八%となつております。

これは、今申し上げましたように、なぜ納付率が低下したかということにつきましては、確かに御指摘のとおり……（藤田(一)委員「納付率の低下じゃないです、実務対応のおくれを聞いているんです」と呼ぶ）いやいや、ですから、先ほど大臣もお認めになつたように、確かに実務対応のおくれがあつたということも事実でございますが、それに加えましてといふか、むしろ、それより大きく、免除制度改正により申請全額免除者が前年度と比べ半減しており、こうした免除から外れた者の納付率が極めて低かつた影響が低下要因の五割程度だつたというふうに私どもは見ておりま

す。

また、加えまして、厳しい経済情勢のもとで、離職などにより国民年金の第一号被保険者となる者が増加しており、これらの者の納付状況が相対的に低いことが低下要因の一・五割程度と分析しているところでございます。

しかしながら、徴収業務の事務移管については鋭意準備に努めてきたところでございますけれども、十四年度、特に年度前半においては、必ずしも残念ながら十分な収納対策を実施できなかつたことは事実でございまして、そのことは重く受けとめておるところでございます。

いざれにしても、保険料納付率の向上に向けまして、厚生労働省挙げまして最大限の努力を図つてしまひたいと思います。

○藤田（一）委員 副大臣、全然違うことをおっしゃつておる。そういうことを聞いておるわけじゃないんですよ。つまり、答えられないような

要するに、いいですか、今の副大臣は全然お答えになつてない。国は、当時の厚生省は、だから市町村を担当していたということではないですか。実態は、市町村との連携協力なしに住民の年金権の確保とか収納対策などを維持するることは困難だ、このことは厚生省も社会保険庁も認識をしていたということではないですか。だからこそ、国民年金事務の国への切りかえに当たつて、市町村との連携協力を前提にした改善案といふものをしてきました。納付組織の管理、活用も含む案、こういうものを出してきました。

ところが、地方分権推進委員会から法定受託事務の範囲についていろいろ指摘をされて、特に、納付組織を活用する場合は社会保険庁が直接管理すべきだと指摘をされて、納付組織の管理も断念をしたんです。結局、市町村との連携協力ということもここで断ち切られた。これが、この実施スケートの前年、平成十三年五月のことですよ。受ける側の市町村は大変このとき混乱をした。対応がおくれるのも当たり前であります。

こんなどたばたをして、一体何のための国一元化だったのかということが今改めて問われている

んです。納付率がこれだけ低下をしたというこの現実の前に、何のための国一元化だったのかといふことが今もう一度問われているんです。大臣、その点もう一度お答えいただきたいと思います。

○森副大臣 これは地方分権一括法の考え方に基づきまして、地方分権推進委員会の議論において、私も厚生労働省は、当時は厚生省でありますけれども、当初から一貫して、公式の場で

は、国民年金の事務については、国が經營責任を負う保険事業でありますので、国の直接執行事務として根幹となる事務を処理し、市町村の住民情報の活用や国民の利便性の確保を図る観点から、届け書の受理などの窓口事務を市町村長にお願いして委任し、法定受託事務とすることが適当であると主張してきておりまして、その考え方に基づいて、それを何とかうまく機能するように今努力ををしているところでございます。

○藤田（一）委員 いや、何のために国一元化したかということを伺っているのに、全然お答えが出てきていません。国一元化の理由というのが全然わかりません。

これは地方六団体も反対したんです。地方議会も反対をしました。そもそも、地方分権の趣旨に反している。社会保険庁というのは実施庁です。したがって、住民に身近なところで事務の執行を行うということが極めて大事なんです。それ逆行している。

私は、まさに省庁の権益擁護としか言えない、そんなふうに思います。この当時、地方分権の議論と並行して省庁再編が進んでいました。社会保険庁というのは、人員も持つていて、積立金、特別会計もある。職員や業務が地方に移管されて権限やポストが減るというのは困る、こんなことをしたんです。結局、市町村との連携協力といふことでもここで断ち切られた。これが、この実施スケートの前年、平成十三年五月のことですよ。受ける側の市町村は大変このとき混乱をした。対応がおくれるのも当たり前であります。

をし、空洞化が現実になつた。先ほども言いましたように、先ほど納付月数の問題をおつしやつたけれども、十四年度だけならわかります。十五年も恐らく横ばいか下回つてはいる、こういう状況

が最大の課題でありますので、それをまず行つて、そして、やはりそれはどうしてもできないことがあつたのです。原因がはつきりしてきています。

だから、地方分権一括法に基づいて、その附則二百五十二条に基づいて、きちっと見直すということが必要だと申し上げているんです。

○森副大臣 ここでは見直さなければ、今後五年で納付率八百五十二条に基づいて、きちっと見直すということが必要だと申します。

徴収対策の強化ということを考えるなら、国と地方の役割というものを見直して、住民の身近なところでの事務の執行によって、行政サービス、事務執行の効率性を向上させるということが一番大事なことなんです。そのことによつて、大臣が言われる情報の取得やきめ細かな対応ということが可能になるんです。

仕組みを変えなければ、推進員もつくった、納付奨励もやつた、夜間徴収も行つた、強制執行も行つた、いろいろ社会保険庁頑張つたけれども雇用構造や経済動向の変化で結局うまくいかなかつた、強化策が単なるアリバイになつてしまつただよですか。だからこそ、ここで基本論に立ち返つていただきたい、このことを先ほどから申し上げているんです。大臣もそれがわかつていらっしゃるから、失敗だったとか、大丈夫ですとか、心配だったとかおつしやつてはいる。

もう一度、きちんと御答弁いただきたいと思いまます。

○坂口国務大臣 先ほどから御答弁を申し上げておるとおりでございまして、いろいろの経過はありましたけれども、国がこの事業を引き受けたと

いう厳然たる事実は動かしがたいわけであります。したがつて、その中でどういうふうに与えられた使命を果たしていくかということは、それは私たちは特効的な方法は存在しないというふうに思ひます。あらゆる、いろいろのことを組み合わせて、そして国民の皆さん方に納めていただけるよ

うにしていくということをしないといけないといふうに思つております。それをどう構築していくか、その努力をすることが今我々に課せられました最大の課題でありますので、それをまず行つて、そして、やはりそれはどうしてもできないことだというのであれば、それはそのときにまた考えなければなりませんけれども、引き受けました以上、これは国として最大限の努力をしていく必要があります。

とだというのであれば、それはそのときにまた考えなければなりませんけれども、引き受けました以上、これは国として最大限の努力をしていくと必要だと申し上げているんです。

だから、地方分権一括法に基づいて、その附則二

百五十二条に基づいて、きちっと見直すということが必要だと申します。

御指摘をいただくことは、私も謙虚に受けさせたいと思います。そしてそれにおこたえができるよう、一層対策を立てていきたいと思っております。

○藤田（一）委員 もつと危機感を持つていただきたいと思うんです。この空洞化の問題といふのは本当に深刻で、年金制度の根幹にかかる問題なんですね。ましてや、閣僚の皆さんが入つてないなんという問題が出て、不信感がもつともっと増大をしている。もっと空洞化が進むというすることは十分に予想できる。これからいろいろと検討する、特効薬はないからいろいろと考えよう、それではもう追つつかない、そういうところに来ている

というふうに思います。大臣、もつともつと危機感を持つていただきたい、そのように思います。

本当に、閣僚みずからが不信感をあおる、こんなような行為をしていくときに、徴収強化策だけでは問題は解決しないんです。いかに地域における信頼というものをかち得るかということが問われている。ぜひ附則に基づく検討をきちっと行っていただきたい。

けさの新聞でも、今回の問題といふのは年金の質ではなくて政治家の質だなんて、こんなふうに書かれてしまつてはいる。こんな状態で国民に対しきちつと年金に入つてほしいなどと、入つてくださいなどと言えるはずはないんです。どうかきちんと見直しをしていただきたい。大臣、早急に検討をしていただきたい。もう一度御答弁をお願いします。

○坂口國務大臣 年金制度全体にかかる問題でございますから、年金制度につきましては、今般、将来をにらんで持続可能な制度というものをつくりたいとおもいます。それはお示しをしたところであります。そうした制度について、御理解をさらに得ながらいく以外にないわけであります。

どの制度にもいろいろの問題点がつきまとることは、それは御指摘をいたぐどおりであります。が、そのことについて、やはりきめ細かく国民の皆さん方に御理解を得ていくくといふのも、政府のこれは大きな仕事の一つでございますから、そのようにしていきたい。そして、この国民年金の問題につきましても、多くの皆さん方に御参加をいたぐるような体制を確立したいと考えております。

○藤田(一)委員 採決だけを急いで十分な検討もできない、まさに抜本改革の名に値しない、そのことを強く指摘をして、質問を終わりたいと思います。

○内山委員 おはようございます。民主党の内山晃でございます。

本日は、社会保険庁のオンラインシステムの実態、年金積立金の運用実績、国民年金法の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。私は現役の社会保険労務士ですので、いささか事務的な切り口からお尋ねをさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、社会保険庁のオンラインシステムにつきましてお尋ねをいたします。平成十六年度の予算では、電子計算機等賃料、通信専用料が一千二十五億円もの巨額な使途がござります。これはすべて保険料が財源となつてゐるわけであります。この予算がほぼ毎年発生しているわけでありますから、一千億円掛ける十年といいますと、一兆円になつてしまふわけであります。しかし、その中身をよく調べてみますと、驚くほどの多くのむだがあります。皆さんのお手元に

お配りをしております資料をごらんいただければと思います。

資料の四のところに、現在ではほとんど陳腐化して利用されていない、旧式で高価な汎用コンピューターに何と六百三十二億円もの賃料を払っています。また、各社会保険事務所の窓口装置として、専用の端末装置約一万台、プリンターなど情報装置で百六十七億円、社会保険庁の業務センターで年金給付システムとして汎用コンピューターなどに二百六億円の賃料を払っています。本当にこんな膨大な電子計算機等賃料、通信専用料が必要なのでしょうか。

例えば、東京証券取引所、大阪証券取引所加入の大手証券会社三社では、ハード、ソフトを含め年間二百億円前後の経費でITシステムを駆使して運用しております。こうした民間の経費に比べ、社会保険庁のオンラインシステムというのはいかにコストがかかり過ぎているか。大臣、今までコストの低減ということを考えたことがあるでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○坂口國務大臣 社会保険オンラインシステム、これは、委員はもう専門家でございますから、専門家の立場での御意見というのは十分私も拝聴したいというふうに思います。

いずれにいたしましても、三千万人を超える年金受給者の問題でございまして、しかも大変複雑に絡みました内容を持つております。歴史的にも何回か変化をしてまいりましたし、そうしたことも踏まえて、このオンラインシステムというのはでき上がっているんだろうというふうに私も思うわけでございます。

これが、新しい、最新式のいわゆるオンラインシステムというものが能力がかなり上がりつてきているということは、多分それは私も直にそういうふうに思ひます。ただ、お尋ねをしたいと思うんだどううといふように私も思ひます。

お手元の資料にござります一番、運用受託機関三十四社というものがリストになつています。この三十四社の経緯というのはどのように決定されたのか、お尋ねをしたいと思うんです。

平成十四年度には、住友信託銀行に三兆五千億円の資金が分配され、運用手数料が二十四億円支払われているんです。非常に膨大な資金を預け、そして運用実績、これはまだきちっと資料が上手に出ておりませんけれども、二十四億円も支

今までの経緯の中で今やっているということございまして、これから先、さらに能力の高いものが出てくるということになれば、それはそれに対応する必要があります。

○内山委員 これはすべてやはり国民から集めなければいけないというふうに思つております。そして、今後、徹底した合理化を図り、費用削減に努力する必要が絶対あります。コンピューター利用の技術が進んでいた昨今、低コストのパソコン版年金ソフトが市販をされております。社会保険庁の年金給付システムで計算した結果と円単位で一円の狂いもない正確な計算ができるものもあります。そういうパソコン版年金ソフトを保険庁のサーバーに入れて運用すれば、移植の費用等も含めまして数千万円で済む。また、サーバー等も今ござりますけれども、数億円の費用で済む問題ではなかろうかと思ひます。こういう抜本的な社会保険オンラインシステムというのを早急に検討し、国民から集めました保険料をむだのないようを使わなければならぬ、こう思いますが、

具体的な運用受託機関の選定に当たりましては、年金資金運用基金が定める管理運用方針において、最低限満たすべき条件として、まず資金の管理、運用を行うのに必要な認可を受けていること、次に、過去五年以内に資金運用業務に関し著しく不適当な行為をしていないことなどの基準を定めておりまして、公募の上で、これらの基準を満たす運用機関のうち、過去の運用実績、また、経験を有するファンドマネジャーなどが十分に配置されているか、さらに、リスク管理体制が確立されているかなどの点について評価を行いまして、その中で特に評価のすぐれた運用機関を採用して、過去の運用実績などを考慮して、評価結果が低い運用機関については解約するなどの措置を講じて対処しているところでございます。

○内山委員 資料をごらんいただきたいと思うのですが、資料の三番というところに、年金資金運用資金の平成十三年度、十四年度における運用実績を見ますと、アクティブ、パッシブの収益率にほとんど差がありません。また、リスクが少ないパッシブ運用がベンチマーク収益率を下回つております。さらに、アクティブ運用、パッシブ運用ともベンチマーク収益率を下回つているケースが多くあります。なぜかと言いますと、アクティブ運用がベンチマークの〇・〇八を下回つていて理由というの

の、弱者を救済する何か優しい措置というものは修正等で講じられないでしょうか。これは、すべて一本というのは、非常にやはり、高い年金の方であればいいんでしょうかけれども、そういう障害年金や老齢基礎年金という人々はかなり厳しい状況に追い込まれると思います。非常に危惧をいたします。

そして、今大臣がお話しになりましたマクロ経済スライドの調整率の要素というのが、公的年金被保険者数の減少数値、そして平均余命の数値といふところで、数値が〇・三と〇・六で、合わせて〇・九というのがマクロ経済スライドの減少数値だろうと思うんです。この〇・六と〇・三のそれぞれの根拠は一体何から来てますでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○森副大臣 公的年金被保険者数は、将来推計人口の中位推計を前提として試算いたしますと、今後、いわゆる団塊の世代が高齢者となつて被保険者でなくなるとともに、昭和五十年ごろより出生率が人口を維持できる一・一を下回ってきたことで、現役代入りをする者が徐々に減少いたしましたから、平成十六年、二〇〇四年から平成三十七年二〇二五年にかけて、年平均〇・六%程度減少する見通しとなっております。

また、平均余命を勘案した調整率を年率〇・三%としておりましけれども、これは、平成十四年一月に国立社会保障・人口問題研究所が行った日本の将来推計人口において、六十五歳の者の将来の平均余命が、平成十二年、二〇〇〇年から平成三十七年、二〇二五年にかけまして、年平均〇・三六%伸びるという前提を置いていることをもうございましたして、小数点第二位以下を切り捨てて〇・三%と設定したものでございます。

○内山委員 森副大臣が今、人口の中位推計というのを使い、数字を出したということありますけれども、同時に、今回、保険料の引き上げといふのが伴われます、厚生年金 国民年金。こういった保険料の引き上げに伴われまして、国民年金の未納、未加入が新たにさらに増加するんでは

なかろうか。そして、厚生年金では適用事業所がさらに廃止をし、厚生年金被保険者が資格喪失後、国民年金の保険料を滞納する人がかなりまたあればいいんでしょうかけれども、そういう障害年金や老齢基礎年金という人々はかなり厳しい状況に追い込まれると思います。非常に危惧をいたします。

そして、今大臣がお話しになりましたマクロ経済スライドの調整率の要素というのが、公的年金被保険者数の減少数値、そして平均余命の数値といふところで、数値が〇・三と〇・六で、合わせて〇・九というのがマクロ経済スライドの減少数値だらうと思うんです。この〇・六と〇・三のそれぞれの根拠は一体何から来てますでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○坂口国務大臣 その辺の数値の狂いというものは、おそれはないでしようか、お尋ねをしたいと思います。

○坂口国務大臣 そこには、マクロ経済スライドによります調整におきましては、厚生年金と国民年金の間の被保険者数の異動の影響ということを受けない形で、公的年金制度全体の被保険者数の増減というものをとっています。

それからもう一つは、余命の延びを勘案した分を用いているわけでありまして、毎年のスライド調整率自体には、全く影響がないということはありませんけれども、ほとんど影響を及ぼさないと

いうふうに思つております。

厚生年金被保険者が国民年金の第一号被保険者になるというケースは、当然それは考へ得るわけでありまして、その多くの方が保険料を未納した

被保険者の減少割合がそれより大きければ厚生年金に大きな影響を与えるのではないかという御指摘だと思いますけれども、今後、労働力人口の

減少が見込まれる中で、女性や高齢者の就業率の増加も見込まれることや、厚生年金から国民年金への保険者の移動が長期間継続して被用者割合が

大きく減少していくのも極端な仮定と考えられますことから、スライド調整の仕組みによつて厚生年金財政に大きな影響が生じる状態にはならないのではないかというふうに考えております。

したがつて、実際の年金額の改定は物価上昇率によって定まるこことなり、仮に物価上昇率が毎年一・〇%という前提どおりであるならば年金額の伸びは毎年〇・一%となります。例えば物価

の上昇率が一・〇%の場合には一・一%の伸びとなり、一定のスライドは行われることとなりますが、逆に、物価の伸びが小さくても、名目額を下限として、調整によつて年金額を前年度の額よりも引き下げるこことはしないこととしております。

こういったことで、若い方と同じ程度の調整をお願いすることについて御理解をいただけるんじやないかというふうに考えておるところでござります。

○内山委員 要は、物価が一%上がつてもマイナス〇・九%引かれますから、年金額は〇・一%しか上がらないということですよ。そうすると、十

をいたしております。

○内山委員 〇・六、〇・三の数字というのも非常に危うい数字ではなかろうかな、こう実感する

年マイナス〇・九%差し引かれますので、年金額に反映されない、そうですね。そうすると、二十年後の年金というのは、物価との差が大きくなれば、陳腐化してしまうおそれはないだろうか。

お答えをいただきたいと思います。

○森副大臣 確かに、物価の上下についてはちょっと鈍感な設計になつておりますけれども、今回の改正案で提案しておりますマクロ経済スライドによる給付水準調整の仕組みは、社会全体の年金を支える力に応じて年金の給付水準を調整するという考え方のものと、賃金や物価が上昇した場合に、その上昇率から公的年金の被保険者数の減少率や平均余命の延び率を控除して年金額を改定することにより年金額の伸び率を調整するというものでございますが、既に年金を受給されている高齢者についても、ともに制度を支えていただくよう、新しく年金を受給し始める方と同程度の調整をお願いすることいたしております。

○森副大臣 確かに、物価の上下についてはちょっと鈍感な設計になつておりますけれども、今回の改正案で提案しておりますマクロ経済スライドによる給付水準調整の仕組みは、社会全体の年金を支える力に応じて年金の給付水準を調整するという考え方のものと、賃金や物価が上昇した場合に、その上昇率から公的年金の被保険者数の減少率や平均余命の延び率を控除して年金額を改定することにより年金額の伸び率を調整するというものでございますが、既に年金を受給されている高齢者についても、ともに制度を支えていただくよう、新しく年金を受給し始める方と同程度の調整をお願いすることいたしております。

○森副大臣 確かに、物価の上下についてはちょっと鈍感な設計になつておりますけれども、今回の改正案で提案しておりますマクロ経済スライドによる給付水準調整の仕組みは、社会全体の年金を支える力に応じて年金の給付水準を調整するという考え方のものと、賃金や物価が上昇した場合に、その上昇率から公的年金の被保険者数の減少率や平均余命の延び率を控除して年金額を改定することにより年金額の伸び率を調整するというものでございますが、既に年金を受給されている高齢者についても、ともに制度を支えていただくよう、新しく年金を受給し始める方と同程度の調整をお願いすることいたしております。

○森副大臣 確かに、物価の上下についてはちょっと鈍感な設計になつておりますけれども、今回の改正案で提案しておりますマクロ経済スライドによる給付水準調整の仕組みは、社会全体の年金を支える力に応じて年金の給付水準を調整するという考え方のものと、賃金や物価が上昇した場合に、その上昇率から公的年金の被保険者数の減少率や平均余命の延び率を控除して年金額を改定することにより年金額の伸び率を調整するというものでございますが、既に年金を受給されている高齢者についても、ともに制度を支えていただくよう、新しく年金を受給し始める方と同程度の調整をお願いすることいたしております。

○森副大臣 確かに、物価の上下についてはちょっと鈍感な設計になつておりますけれども、今回の改正案で提案しておりますマクロ経済スライドによる給付水準調整の仕組みは、社会全体の年金を支える力に応じて年金の給付水準を調整するという考え方のものと、賃金や物価が上昇した場合に、その上昇率から公的年金の被保険者数の減少率や平均余命の延び率を控除して年金額を改定することにより年金額の伸び率を調整するというものでございますが、既に年金を受給されている高齢者についても、ともに制度を支えていただくよう、新しく年金を受給し始める方と同程度の調整をお願いすることいたしております。

年たって、二十年たつたら、年金というのは陳腐化して使い物にならなくなってしまうおそれがあるじゃないですか。このマクロ経済スライドというものはそこに大きな欠陥があるんですよ。物価が上がるとは限らないじゃないですか。ここのこところ、ずっと物価が下がっているじゃないですか。再来年も上がるんですか。再来年も上がるんですか。

○内山委員 最終保険料率、厚生年金は年収の一八・三〇%、国民年金は一万六千九百円として、財政的根拠で計算をしたわけですね、賃金上昇率、物価上昇率、運用利回り。こういうところに示しを申し上げている、こういうことでございま

おりますけれども、まだ、国全体に回復が十分行
き渡っているというふうには私も思つております
が、回復してきてることだけは間違いがござ
いません。しかし、これから先も経済の動向とい
うのはあるわけでありますて、その時々、大変い
いときもあるし、大変悪いときもあるだろうとい
うふうに、それは私も率直にそう思うわけでござ
います。

とても、応分の負担をしてもらうのは当然かもしれないが、それも、保険料を引き上げられる経済環境ではないと私は思っています。ここはやはり見直していただかなければなりません。

そして、きょうにも強行採決か、こういう話もあります。しかし、国民不在の議論です。政府の年金案というものは、保険料を引き上げて年金給付を引き下げる、従来からの小手先の年金改正案ではないのです。

こういう、やはり十年先を考えただけでも、この政府提案の年金案というのはだめなんですよ。これを多くの国民の方が知つたら、自分の年金といふのは物価が上がらなければ上がらない、しかしも、賃金なんかと差がついてしまうわけですね。そこにやはり大きな陳腐化が出てしまっておそれがあります。

ちゃんと賃金上昇率や物価上昇率を併せてないから、保険料の数字に一万六千九百円ではなく二万八百六十円、こういうふうな数字が出てきますと、国民は何を信じたらいいのかわからなくなりますよね。実際に一万六千九百円じゃないじゃないですか。これは、賃金上昇率も含めて、物価上昇率も含めて計算をするとこういう数字になります。

しかし、年金としては、景気がいいから、いいから減らすというわけにはまいりません。よくても悪くとも出ている。よくても悪くとも出ている」ということが、また、景気の悪いときに、その年金額がそのときの経済を支えているという側面もあるわけでございますので、そこも御理解をいただいて、そして払うべきものは、特に保険料に

政府は抜本改革と言つて、新しい柱で新しい建物をつくり、百年もちますと言つてセールスをしていますが、どんなにすばらしい柱を使って建物で、厚生年金離脱者を生み出します。

ここもやはり掘り下げますと、とても私の時間内ではできませんので、もつともっと重要なものがいっぱいありますので、次に行きます。

そして、厚生年金の保険料率は、十四年かけて三五四五%ずつ引き上げて一八・三〇%に行くわけでありますけれども、平成十二年の年金制度改革では、社会経済情勢を考慮して保険料水準の引き上げを凍結したのですよね。現行の保険料率に据え置いた措置をとったわけですから、今日の経済情勢というのは、保険料の凍結を解除するほど景気は回復しているんでしょうか。大臣

つきましてはお願ひを申し上げなければならぬことと
いうことでござります。

○内山委員　社会保険の適用事業所は、今、年間二万社が適用事業所をやめている現状があるわけです。これはなぜかといつたら、十二年のときの景気と今の十五年、十六年の景気というのはとてのも、さらに悪化していると私は実感を持つています。厚生年金の保険料だけではなく、健康保険料の保険料があるわけですね。そうすると、健康保険料が年収の八・二、現行の厚生年金が年収の一

○坂口国務大臣 これは、なぜ正しく数字を示さないんですか。これを願いします。

○坂口国務大臣 確かに、平成十二年のときだつたと思いますが、これは凍結をいたしました。凍
にお尋ねをしたいと思います。

三・五八、合わせて二一・七八、労使折半ですか
らそれぞれ一〇・八九%という、賃金に対して社
会保険料負担があるわけです。やはり、こういう

いところは国民合意のもとに細部を決め、数値を決めていく。ですから、数値がないという批判は的を得ません。

限界を考えるに当たりましては、現在の賃金の水準を基準にして表示しておりますので、そこは御理解をいただきたいというふうに思ふんです。例えば、二〇一七年度におきますモデル年金額といいますのは、確かに保険料も上がりますけれども、しかし年金額も上がっていくわけでありますし、基礎年金は七・三万円、それから報酬比例年金は十一・二万円、合計しまして二十五・八万円。これは、保険料も物価の変化によりまして変化をいたしますけれども、しかし、もらいます年金の方も上がっていくということでありますから

結をいたしまして今日を迎えているわけでござりますけれども、やはり凍結をしたままで推移をしてまいりますと、今後、将来の年金制度というのではなくだんだんと厳しくなつてくる、将来の若い人たちに対する負担がだんだんとふえてくるということをございますので、やはりここはそれぞれの世代の皆さん方にも御負担をしていただかくということにしなければ、年金制度そのものが維持できなくなつてくるということでござりますので、今回お願いをしたわけでございます。

現在の経済動向というのは、回復をしてきては

高負担が今耐えられずに事業所が社会保険をやめている現状だと思うんです。

ここにさらに〇・三五四%ずつ毎年引き上げられるるとすると、もつともっと社会保険をやめていく現状がかなり出てくる。先ほどの、「公的年金被保険者の数が少なくなる、そういうたどころに、とても予測がつかないほど、雪崩が起きるほど社会保険の適用をやめていく事業所がいつぱい出てくる」だろーと私は寒感を持つています。

こうすれば、本当に年金制度が崩壊してしまってんぢゃないですか。やはり、今の時代というのは、

急いで採決をする理由は一体何ですか。国民のためになる正当な理由は何一つ見つかりません。国民的合意を得るまでしつかりと議論をし、決して強行採決など、断じて行つてはならない、このことを強く申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○衛藤委員長 園田康博君。

○園田(康)委員 今まで同僚の内山委員から、少し技術的な、しかも、この制度の根幹にかかわる話をさせていただいたわけでございますけれども、私からは、少し理念的な、根本に立ち返つて

現在の経済動向というのは、回復をしてきては

んじやないですか。やはり、今の時代というのは

も、私からは、少し理念的な、根本に立ち返つて

厚生労働委員会議録第十七号

平成十六年四月二十八日

卷之三

の理性的なお話をさせていただきたい。そして本質論を、大臣、率直にお答えをいただきたい、そのように思つております。

加入、そういう問題が出てきたわけでございま
す。我が党から枝野議員が質問あるいは指摘をさ
せていただいたのは、個人のミスではなくて、こ

の法律の政府提案者としての閣僚の責任を説いた
わけでございます。

憲法第六十五条第一項、行政権は、内閣に属する。そして六十六条第三項、これは、いわゆる行政権の行使については、内閣は国会に対して連帯して

責任を負うんだ、そのように書かれています。そういう状況下において、三閣僚ともここにお出ましをいただいたわけですが、国民の皆さんに、国

会に対して連帯して責任を負う、そういう発言ではなく、あくまでも個人としてのミスにすぎない

国民に対して、私たちは説明責任と、それからいたとすることをおこしやておられたわけにござります。私は腑に落ちません。

ら、この法律をお願いするという、先ほど大臣も何度もおっしゃいました、お願いをするといううことであるならば、それに対するきちっとした説明

責任と、それから、みずからの自己責任、これもいわゆる自己責任です、これを果たすべきではな
い、どうしよう。どう、う思ひ、金本

してし、これが利とも思って、全然の閣僚の年金の支払いに関するきちっとしたものを出していただきたい、そのようにお願いをした

わざでございます。きょうは恐らくこの後出てく
るんだろうということをございます。

は、これは個人情報であると何度も何度もおしゃつた。
皆さん、個人情報というものをもう一度よく考えていただきたい。我々は国民の代表者であり、國民から正當な選挙で選ばれたわけです。そ�て、いわゆる公人という立場でいるわけでございまますし、閣僚はさらに高度の公人という位置づけにあるはずだと私は思つております。

同時に、著名人の法理というのがあります。この
人は、著名人としては、いわゆる政治家あるいは
閥僚、そういった方々、あとはスポーツ選手、さ
まざまな部分がありますが、これはプライバシー
の侵害を一部放棄したものであるというふうに通
常は私たちは考えるわけでございますが、大臣、
個人情報について、未加入の履歴が個人情報であ
るのかどうか、加入状況を公開することが個人情
報であるのかどうか、これをまず最初に御答弁い
ただきたい。(発言する者あり)

○衛藤委員長 御静闇にお願いいたします。

○坂口国務大臣 公的年金制度への加入、保険料
納付というのは、これは法律上定められた義務で
ござりますし、特に、現在 国民年金保険料の納
付率が大変深刻な事態を迎えているというのも事
実でございます。

そうした中で、閻僚におきまして、未加入期間
がある、あるいは未納であるという方がおりまし
たことはまことに残念なことだというふうに私も思
っておりますが、他方、社会保険庁のこれまでの
未加入、未納対策につきまして反省すべき点も
あるというふうに思っております。

御本人それぞれがこれは提出をしていただき
て、そして私は御報告を申し上げる手続をしたい
ということを言つたわけでございますが、これ
は、それぞれのプライバシーの問題だというふう
に御本人が御主張になります以上、それ以上、私
といたしましては、それを御提出いただくとい
ふことはでき得ない。やはり、提出をしていただい
て初めてそれは可能になるわけでございます。
社会保険庁に聞けばいいではないかという話が
ござりますけれども、それは個人の御主張があ
つて初めて可能なことでございまして、個人からの
要請がないものを社会保険庁で調べるというわけ
にはいかない、これはもう大前提でございます。
それでお考えをいただいているというふうに
したがつて、その上に立脚いたしまして、そ
れは、閻僚にもお願いを申し上げたわけでござ
いますので、その結論というものにつきまして
はございませんけれども、それは個人の御主張があ
つて初めて可能なことでございまして、個人からの
要請がないものを社会保険庁で調べるというわけ
にはいかない、これはもう大前提でございます。

思います。後、どういうふうにしていただくな
は、お話し合いをしていただいているようでござ
いますので、それに従いたいと思つております。
○園田(康委員) この未加入問題に関して、責
は政府提案者、あなた方にあるんだということを
まず御自覚いただきたい。

うに私は理解をいたしております。
○園田(康)委員 つまり、大臣、今回のこの三閣僚の方々は、先般、私個人のミスであったというふうにこの委員会で発言されたんですけども、それは遺憾だということで理解してよろしいんですね。同時に、福田官房長官が、個人の情報だか

○坂口国務大臣 三人の皆さん方がここで遺憾であつたということをおっしゃいましたのは、自分の責任で今までの経過の中で掛けないときがあつた、そのことに対する、これは個人でやつておるわけでありますから、個人の資格として遺憾であった、こういうふうにおっしゃったのだと田島さん、どうぞおっしゃってください。

しかし、ここへ出でてきてごあいさつになつたということは、それは、やはり閣僚の一員であるということもあってここへ出られて、そしてそつとう言葉を述べられた、こういうことだというふうに理解していいですね。

に私は思っております。

まり公衆の関心事になつたときには、これは一帆理論として、法理として、これはプライバシーの侵害から除外されるんだという意識を持つていな

ければいけないです。つまり、私たちは一朝の国民党とはまず違うんだという御認識に立つて、いよいよ二つ目の第一回議事會へ参入して、会員登録を済ませました。

たたき合いたいんです。これは、当然のことく員にも対することあります。当然のことです。だからこそ、それ以上に高度の闇闘という、一

かも、今回の法律の提案者、先ほど申し上げた内閣の政府提案という形なんです。だからこそ、今個人の情大臣が、当然のごとく、これに関しては個人の情

報ではないんだ、国民の皆さん、私たちはちやんと払っていた、あるいはこの部分は払っていたから、払っていなかつたんだつたら、申しわけなかつたと。そして、どこに問題があつたのかから、いうことを、この中できちっと明らかにしていか

なければいけないんじゃないんでしょうか。

私たちも自身も含めて、きのうまでの閣僚

からさまざま御答弁あるいは記者会見の話を

聞いてみると、大変情けない、国民に対して申し

わけない気持ちでいっぱいあります。これだけ

注目を浴びているこの法律を、年金法改正に関し

て、私たちもつと真剣に取り組んでいかなければ

いけないのと同時に、責任は重いんだというこ

とを、もう一度大臣、全議員、もつともと確

認をしていただきたい、御認識をいただきたい

です。

大臣、もう一度、国民に対して、私たちあるい

は議員全員が、それだけのプライバシーではない

などと、国民の関心事によってはこれは個人情報

の保護の対象になるものではないんだ、確かに一

般論としては個人情報ではあるけれども、ここに

関しては、公衆の関心事にあるときには、やはり

これは国民に対してきちっと明らかにするんだと

いうことを明言していただきたい。(発言する者

あり)

○衛藤委員長 御静粛にお願いいたします。

○坂口国務大臣 先ほども申し上げましたとお

り、個人情報であることには私は間違いないとい

うふうに思いますが、我々の置かれておる立場か

らいたしまして、ひとつ御提出をお願い申し上げ

たいということを私が申し上げているわけであり

まして、それから後は、それぞれの大臣がそれぞ

れ御判断をいただくことだというふうに思つてお

ります。できるだけ皆さん方の御期待にこたえら

れるようになればというふうに思つております。

○園田(康)委員 大臣、もう一度、今回の問題を

きちと、本当に重要なものであるということを

御認識いただきたい、そのように強く申し上げて

おきたいと思います。

そこで、今回、抜本改革だというふうに大臣が

何度も何度もおっしゃつておられたわけござい

ます。私も、政治家となりまして、言葉の問題、

これを、もう少し自分自身気をつけて使わなけれ

ばいけないんだなというふうなことを、この委員

会質疑を通じて新たに認識をしたところでござい

ます。

すなわち、抜本的な改革という、抜本的という

言葉、あるいは抜本という言葉は、根本的な問題

をいかに解決をしていくか、それを取り除いてい

くかということが抜本ということではなかつたで

しょうか。

したがつて、今回のさまざまな審議を通じて明

らかになつてきた問題、あるいはさらに大きな問

題として出でてきているということが、さまざま

点で出てきたわけです。だからこそ、私も大臣に

強くお願いをしておきたい。まだまだこの年金法

の法案審議は、私は、もつと続けていくべきであ

る。

同時に、もつと、私は、半年なら半年かけて審

議をするものであると思っておりました。過去の

三回の年金審議を見ても、三十時間を下回るもの

はそんなにありません。同時に、一つの国会では

審議が尽くされなかつたものだから、衆議院だけ

でも二回の国会にわたつて審議をしている。そう

いうことを私は申し上げておきたい、そのように

思つております。

そこで、国民がこの年金法に関して不安を大変

抱いていらっしゃる、だからこそもつともつと審

議が必要だとということから、最初に小泉総理が

おっしゃつた「元化」という問題でござります。言

葉の問題でござります。

この一元化、私もさまざまな部分で調べさせて

いただきました。まず、小泉総理自身が四月九日

の厚生労働委員会において、「できれば、将来一

元化できるならそれは望ましいなと思つております。」

というふうな発言をされているんです。望

ましいという言葉は、その制度の中身はどうであ

れ、望ましいということは、現行の制度よりもさ

らにそれが進化をして、いいものをつくるんだと

いうことをおっしゃつておられるのだと私は理解を

します。

つまり、今の現行制度、これが余りにも不透明

で、あるいは将来にわたつてこのまま維持できる

ものではない、そういう可能性が出てきた、だからこそ現行制度ではだめなんだ、だからこそここで大きな改革というものが必要になつてくるんだ

だ、その過程において、将来的には一元化とい

うものがこの中に必要になつてくるんだというこ

とをおっしゃつたのであると私は理解をさせていた

だいるんですが、大臣、いかがでしようか。

○坂口国務大臣 小泉総理が一元化を発言され

て、そして、その中身がいかなるものであるか

は、きょうは御出席いただくそうでございますか

は、御本人からお聞きをいたくのが一番いいと

いうふうに私は思いますが、一般的に言えば、一

元化という言葉もいろいろござります。

過去に何回か、一元化という言葉が、この国会

におきましても、あるいは閣議決定におきまして

も取り上げられてまいりました。過去の場合の一

元化というのは、これはいわゆる被用者保険の中

の一元化ということが中心でございまして、その

被用者保険がだんだんと、旧国鉄でありますと

か、たばこ産業でありますとか、あるいは電電公

社ですか、そうしたのはだんだんと一つの形に

一元化されてきたことも事実でございます。

これから先の問題としましては、共済年金をど

う一元化するかという問題が含まれているという

ふうに私は思つております。また、平成九年でございましたか、基礎年金部分は全年金共通をいたしましたとして、一元化をされたということも過去にある

わけであります。

今回、民主党さんから御提案をいただきました

のは、それに加えて、自営業者等が入つております。

御提案をいたいでいる。今回の一元化のお話

は、今までの一元化とはかなり違つた、さらに一

歩踏み込んだ一元化のお話だというふうに私は理

解をいたしております。

総理自身がどれを指しておみえになるのかとい

うこと、私もつまびらかにお聞きはいたしてお

りません。総理が一元化を言つておみえになるの

は、現在の基礎年金の上に、被用者保険と同じよ

うに国民年金にも一階部分をつくることを言つておみえになるのか、あるいは民主党さんがお出しになつてゐるような案を言つておみえになるの

が、それとも他の共済等を一元化していくことをまず念頭に置いておみえになるのか、そこは私もつまびらかにお聞きをいたしておりません。

これは、だから総理も今後の一つ検討課題であ

るということを言つておみえになるわけでありま

すから、私も検討課題であるということはよく理

解をしているところでございます。

昨日でございましたか、連合等ともお話し合い

がありまして、年金だけではなくて医療、介護も

含め、そして税と保険料を含めて、トータルで一

体どうしていくかという話を進めていく、こう

いうお話をございましたし、そうした中で、今

後、年金制度もどうしていくかということも、そ

の中で一つ大きな課題になつてくるといふふうに

私は理解をいたしております。

○園田(康)委員 この一元化の御発言でございま

すけれども、これは閣僚が、先ほどの話とリンク

をさせますが、閣僚の三大臣の中で、厚生年金か

ら国民年金に変わつた、それに対しても制度を十分

理解していかつた、そして、自動的に加入をす

るんだというシステムができ上がつていればそれ

でよかつた、そうなつていればよかつたという御

発言まで私の耳には聞こえておりました。つまり、私は、総理の発言も含めて——総理はさらには議員年金廃止まで言及されていると聞いていま

す。

つまり、国民年金、共済年金、そして厚生年

金、さまざまな複雑な制度が今こういうふうに

いつぱいになつてきた、だからこれを一元化してしまえばそのような問題も、加入、未加入の問題

もこれまでなくなる、根本的になくなるんだとい

う、ここにわかりやすく、小泉総理もそれに乗つたものであると私は理解をしております。どうで

しょうか。

○坂口国務大臣 そこまで総理がお考えになつて

ル政府ノ經理ハ當分ノ間第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトス」として、増大するいわゆる老人医療費の拠出金負担増の緩和を図ることを目的として創設された事業がございまし

○國田(康)委員 では、この今までの運用益で行うということであるならば、平成元年から始まつて、ことし十六年、十五年までの総額の運用益、どれだけ運用利子が上がりましたでしょうか。総

ださい、こういうことで今まで來ているというふうに理解をいたしております。しかし、早く返さなきやいけないものだということだけは間違いがありませんので、利息をつけて早く返す。

これは、新しい制度を、一応平成二十年を目途として高齢者医療保険制度をきちんとやることにこれは別途医療保険の方でやつております。十九年から二十年には明確にすることにいたしておりますから、そのときには決着をとるなはずですが、

うから一刻も早く採決をしたいというふうにおつしやつていたんでしよう。それだけ切迫している状況の中で、これだけ一兆五千億というお金がほかにあるということを、どうしてきちんと国民の皆さんに御説明できないんですか。

大臣、もっとこのお金の使い道、あるいはこういうことに関してしっかりと取り組んでもらわなければ、私は納得のできるものではありません。もう一度大臣のお気持ち、そして、この年金のお金を、もつともっとこの場できちっと国民の皆さんに、皆さんから払っていただいた保険料は給付以外には払いません、使いませんということを申

そして、その事業は拠出金負担助成事業、いわゆる被用者保険の保険者の老人保健拠出負担に対する助成、これが第一番。そして第二番が、特別事業助成事業、いわゆる被用者保険の保険者が行う老人医療費の適正化等老人保健制度の基盤の安定化に資する事業に対する助成、この二つを行っております。

な額でございます。
本来このお金は、厚生保険の特別会計の中で、きちっと保険者の方々に使われるべきもののお金でございました。本来これは、必要措置として、緊急措置として、当分の間、いわゆる老人医療費のために借りているお財布の中に入れ込んできましたのであって、保険料が、今、年金制度そのものの、その存在そのものが大変改めて大変なことになつて

業資金について、これまでの経緯を申し上げます。

まず、厚生保険特別会計の中に、一般会計からの繰入金をもとにして平成元年に設けた資金、一兆五千億円でございまして、その運用益を用いて医療保険の被用者保険者に対する助成を行うことにより、老人保健制度の基盤の安定化を図つておるものでございます。

この資金の創設の経緯は、老人保健制度の改革に伴い、平成二年度から被用者保険の老人医療費拠出負担が増加することとなりまして、その負担軽減を図ることが関係者から求められておりました。一方で、昭和六十一年度から平成元年度までの間に、厚生年金に対する国庫負担を特例的に繰り延べていた、いわば一般会計の借金ですが、平成元年度補正予算においては、将来、国庫負担繰り延べ分の返済に充てる財源を確保しておく必要がありました。

九

〔宮澤委員長代理退席、委員長着席〕
○坂口国務大臣 経緯につきましては、副大臣から御答弁を申し上げたとおりでございます。

これは、お返しをするときにはもちろんのこと、利子をつけてお返しをするわけでもございまして、先ほどからお話をござりますように、年金財政も非常に逼迫をしておりますから、年金財政の側から見れば、早くそれもうちこちらに返してくれといふことでございます。しかし一方で、今度はそれを借りて使っております老人医療費の方も大変なものでございますから、ひとつしばらくお待ちくら

平成十六年四月二十八日

に同意できて初めて法案提出者になるというふうに、同じように考えられませんか。

○坂口國務大臣 大臣でありますから、それは内閣を構成しているわけでございますので、共同責任をとつていただくということは当然のことです。

ただいる皆さんはお入りをいただくということは、これは当然のことだというふうに私は思つております。したがいまして、大臣に就任をしていただいている皆さんはお入りをいただくといふことは、これは当然のことだといふうに私は思つております。

ただし、過去にいろいろのことがあつたのを、それを今どうこうしろといましても、これはならない話でござりますから、そこはお許しをいただきたいというふうに先日も三大臣がおつしやつたとおりでございます。

○水島委員 過去のことをどう扱うかということについては、私はやはり二十年以上払つていなかつた方が閣僚の座にどまられるのはどうかなとこれは率直に思つておりますし、多くの有権者の方が同じ御意見だと思ひますので、それは有権者の方の御判断をいただきたいと思つております。

過去をどうするかということ、例えば、自分がそうやつて長く過去に払つていなかつた時期があるから、それを明らかにしたくないんだという考え方を明らかにしたくないから、どうしてもこれに同意できない、だから法案提出者には加われないというのが、この質問主意書の答弁からも考え方の一つの筋道ではないかと思ひます。

これは、大臣について同じように言いかえさせていただきましょうか。このような事態の再発を防止するため、法案を提出する場合には、本人の了解を得て、これこれの記録により国民年金への加入及び保険料の納付の状況を事前に確認することとするというふうに大臣についても言いかえることができます。ただその法案提出者に加わるかどうかと

書を書いていらっしゃるんですから、それは当然御自分についても同じではないですか。

○坂口國務大臣 それは広告について書いたもの

でございます。

この法案提出につきましては、それは法案の今後の内容をどうするか、将来の問題をどうするか

という問題を中心でございますので、それに対する御賛同は得られているものというふうに考えております。御自身がその中でどういう年金に過去にお入りになつてきたかという問題とは、これは別途の問題だというふうに思つております。したがいまして、年金のこの法案を政府で提出をいたします場合に、すべての皆さん方の、現在、年金にどう入つていただいているかというところまで

はやつてこなつたことは事実でございますが、私は、これは国民としてのすべての義務でありますから、お入りいたくというのは当然のことだ

と、いうふうに思つております。

○水島委員 先ほどから、語るに落ちるといま

すが、大臣も練り返し、国民としての当たり前の義務だというふうにおつしやつてありますので、國

民としての最低の義務を果たしていない方が大臣になつていいのかと、うちの子供も上の子は小学校に入りましたけれども、小学生にでもぜひ聞いてみたいところだと思いますけれども。

本当にその点の問題というのは既にさんざん指摘されているんですけど、今私がここで申し上げたのは、何事も遅過ぎるということはないと思ひます。今からでも、これ以上法案提出者にどま

るかどうか、つまり内閣に閣僚としてどまるかどうかを、きちんと自分で了解をして、自分が年金保険料を支払っているということを明らかにす

るということを条件にして、それでもあえて閣僚

にとどまるかどうかということをここでも一度チエックしていただきたいと思うんですけれど

も、そのようにしていただけますか。

○坂口國務大臣 閣僚の中には、私を初めといたしまして既に掛金をする年齢を経過している者もおりますから、そうした者もおりますので、一律

に現在掛金をしているかどうかということは言えないのでございますが、何はともあれ、お若い

皆さん方で掛金をしていただく年齢の皆さん方でありますれば、それは当然掛金をしていただくと

いうことが前提だというふうに思います。で、もう少し時間を待ちたいとは思います。可及的速やかに全大臣がきちんと御自身の記録を出されなければ、こんな答弁書を書いて、一般市民に別途の問題だというふうに思つております。したがいまして、年金のこの法案を政府で提出をいたします場合に、すべての皆さん方の、現在、年金にどう入つていただいているかというところまで

はやつてこなつたことは事実でございますが、私は、これは国民としてのすべての義務でありますから、お入りいたくというのは当然のことだ

と、いうふうに思つております。

○水島委員 先ほどから、語るに落ちるといま

すが、大臣も練り返し、国民としての当たり前の義務だというふうにおつしやつてありますので、國

民としての最低の義務を果たしていない方が大臣になつていいのかと、うちの子供も上の子は小学校に入りましたけれども、小学生にでもぜひ聞いてみたいところだと思いますけれども。

本当にその点の問題というのは既にさんざん指摘されているんですけど、今私がここで申し上げたのは、何事も遅過ぎるということはないと思ひます。今からでも、これ以上法案提出者にどま

るかどうか、つまり内閣に閣僚としてどまるかどうかを、きちんと自分で了解をして、自分が年金保険料を支払っているということを明らかにす

るということを条件にして、それでもあえて閣僚

にとどまるかどうかということをここでも一度チエックしていただきたいと思うんですけれど

も、そのようにしていただけますか。

○坂口國務大臣 それは言わずもがなでございま

す。

○水島委員 言わずもがなですという答弁は、私は初めていただいたので、どう解釈していいか。

つまり、これは大臣の方がその影響は大きいと、いうことによろしいんですね、大臣。今うなづかれてました。与党の方もごらんになりました。議事録にそのように残させていただきます。今のはここまでになります。ただ、お昼を過ぎて出てこないうであれば、当然、この続きをどなたかがやつてくださると思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、自分自身の質問に入る前に、ちょっとまだ確認しなければいけないことがございます。まず一つは、これは金曜日の夜七時から行われました枝野議員の質問に対する答弁の確認をさせていただきます。

まず一つは、選択エージェンシーの問題でござりますけれども、この監修料、そのお金について、その使途について枝野議員が質問しているわけですが、それに対しても大臣は、そのお金が、その個人が使つていたのか、あるいはそれを他の人にも利用させていたのかと、ということについてまだ私も確認ができませんから、これは今まで私は確認させていただきたいと思いますと明言されています。そして枝野議員は、月曜日には御報告をお願いしますというふうにそこに畳みかけています。

まず一つは、選択エージェンシーの問題でござりますけれども、この監修料、そのお金について、その使途について枝野議員が質問しているわけですが、それに対しても大臣は、そのお金が、その個人が使つていたのか、あるいはそれを他の人にも利用させていたのかと、ということについてまだ私も確認ができませんから、これは今まで私は確認させていたことがあります。そして枝野議員は、月曜日には御報告をお願いしますというふうにそこに畳みかけています。

そもそも、年金の広告のイメージキャラクターの方と内閣の閣僚の方と、どちらの方がそういう制度全体に対する信頼感を損ねる力が大きいと思つていらっしゃいますか。

れました。与党の方もごらんになりました。議事録にそのように残させていただきます。今のはここまでになります。ただ、お昼を過ぎて出てこないうであれば、当然、この続きをどなたかがやつてくださると思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、自分自身の質問に入る前に、ちょっとまだ確認しなければいけないことがございます。まず一つは、選択エージェンシーの問題でござりますけれども、この監修料、そのお金について、その使途について枝野議員が質問しているわけですが、それに対しても大臣は、そのお金が、その個人が使つていたのか、あるいはそれを他の人にも利用させていたのかと、ということについてまだ私も確認できませんでしたから、これは今まで私は確認させていたのかと、ということについてまだ私も確認できませんでしたから、これは今まで私は確認させていたのかと、ということについてまだ私も確認できませんでしたから、これは今まで私は確認させていたのかと、

これまでに残させていただきます。今のはここまでになります。ただ、お昼を過ぎて出てこないうであれば、当然、この続きをどなたかがやつてくださると思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、自分自身の質問に入る前に、ちょっとまだ確認しなければいけないことがございます。まず一つは、選択エージェンシーの問題でござりますけれども、この監修料、そのお金について、その使途について枝野議員が質問しているわけですが、それに対しても大臣は、そのお金が、その個人が使つていたのか、あるいはそれを他の人にも利用させていたのかと、

これまでに残させていただきます。今のはここまでになります。ただ、お昼を過ぎて出てこないうであれば、当然、この続きをどなたかがやつてくださると思いますので、よろしくお願いいたします。

と、疑問に思ったことがございます。また我が党の山井議員が、きのう、この点について確認した結果はどうですかというふうに厚生労働省の方に聞いたそうでございます。そうしましたら、いらっしゃった課長補佐の方が、指示は受けていなかつたので調べていません、そういうのは正規のルートで要望してくださいとおっしゃったそうです。

大臣に要望して大臣がやりますと言つたことが正規のルートじゃないというのは、一体どういう役所なんだろうと思つたんですけれども、何なんでしょうか、この一件は。

○坂口国務大臣 それは、私がこの場所で御答弁を申し上げて、そして、そのことにつきましてはちゃんと調べるようにということを言つたわけではありませんから。だから、現場といつても、現場いろいろありますから、ちゃんとやつている人間がおるから私のところにその答弁も返つてきてるわけであります。やらなきゃ返ってきてるから。だから、今答えてるわけでありますから、それは御理解をいただきたいと思います。(発言する者あり)

○水島委員 御静粛に。

○水島委員 今、そこで山井議員が怒つていてるけれども、本当に私もその怒りはよくわかります。

委員会でこうやって、今大臣に質問したら、副大臣がやつと答弁くださつたけれども、これでは連日、自分の事務所に大臣か副大臣に来ていただかないといふことなんでしょう。そうやって担当の方に何度も聞いているのに、大臣から指示は受けてない、正規のルートで要望してくれ、そんなことを言うような体質といふのはやはりおかしいんじゃないかと思いますので、この点につきましては、ぜひ、この後、何でそういうことをきのう山井議員に言つたのか、一体それはどうしたことだったのか、ちゃんと改善できるのか、この点について、きちんと省内で確認していくだけますか。

○森副大臣 大変御立腹ももつともなんですけれども、山井議員がお尋ねになりましたのは官房総務課のようでありまして、これの聞き取り調査をさせておりましたのが国民健康保険課でありまして、そういう意味では、省内の意思のコミュニケーションが悪かったという点についてはおわびを申し上げますし、今後、努めてきちんと対応させていただくように指示をいたします。

○水島委員 度ども連絡をした、言いわけはやめてくれと、今、横で山井議員が言つていますのを申し上げますし、今後、努めてきちんと対応させていただくように指示をいたします。

で、私も全く同じ気持ちでございます。

そしてもう一つ、金曜日の答弁について確認させていただきたいんですけど、政務官が最後のころに答弁した、これはとんでもない変な答弁がございました。私、ちょっと耳を疑つて聞いておりましたけれども、速記録を出していただきましたら、本当にそういうふうに言つています。

これは枝野議員が、年金保険料を引き上げると雇用に悪影響が及ぶということを指摘したこと

答えての答弁ですけれども、お説どおり、保険料の引き上げによって企業や個人の負担はもちろん大きくなるわけござりますけれども、企業にとりましても、年金等の保険料負担をすることによつて老後の不安を解消いたします、そのことに

よつてやる気を起こさせるという意味で、生産効率が上がるというふうに私たちは考えておるわけ

でありますという答弁がござります。

とんでもない答弁ですよ。今、年金制度というものが全くなくて、これからつくつていいこうといふときには、この答弁は意味があると思ひます。

でも、今より年金制度がよくなるわけじゃない

じやないですか。保険料は上がつていい、給付は下がつてくる。そういう中で、今以上に何でやる

気ができて、今よりも効率が上がり、今よりも

人を雇えるようになるんですか。大臣、この変な

答弁、きちんと撤回して説明し直してください。

○坂口国務大臣 年金というのは、その時々の状況によつて変化をいたしますけれども、年金制度

が存在することによつて、企業は優秀な人材を確保できることだけは間違いない事実だと私は思つております。したがいまして、保険料が若干上がるからそれによつて企業が大きな影響を受けるということではなくて、それにふさわしい経営というものをやはりしていかなければならぬし、國の方もそれにふさわしい対策といふのを立てていかなければならないというふうに思つております。

思つております。

その皆さん方の年金の額が、少子高齢社会といふことは当然ありますけれども、しかし私は、企業が、そうした勤める皆さん方の将来の年金と、いうものについて、それは大きな恩恵を受ける、

したがつて半額を自己負担しているというふうに理解をいたしております。ですから、そのこと

は、私はそんなに間違つたことを言つているといふうには思ひません。

○水島委員 そういう一般論でなくして、明らかに間違つたことをおつしやつてあるんですね、政務官は。その後に、悪い影響は出ないといふうに考えておりますといふうに断言されています。これは一体、何の根拠があつてこういうことをおつしやるのか。

結局、こういうふうにこれが結ばれているといふことは、つまりこれからのことをおつしやつて

いるというのをもう一目瞭然なんですねけれども、政務官がおつしやつた直後に、今度は大臣の答弁で、保険料は保険料としての影響というのを私たちも否定するわけではありませんで、それはそれなりに起つて得るといふうに思つております。

○水島委員 企業の責任とか長い目で見ると

か、今いろいろ壮大なお話をくださつたわけですけれども、これは長い目で見なくても、その場で人がどうやって生きていくか、どうやって働く

いくかという深刻な問題があるわけでございま

せんといふうに思つて、いる次第でございま

す。

○水島委員 企業の責任とか長い目で見ると、大臣は今度こういうふうに答えられてるといふことは、つまづきながらつづつありますと、政務官がおつしやつた直後に、今度は大臣の答弁で、保険料は保険料としての影響というのを私たちも否定するわけではありませんで、それはそれなりに起つて得るといふうに思つております。

○水島委員 企業の責任とか長い目で見ると

か、今いろいろ壮大なお話をくださつたわけですけれども、これは長い目で見なくても、その場で人がどうやって生きていくか、どうやって働く

いくかという深刻な問題があるわけでございま

せんといふうに思つて、いる次第でございま

す。

○水島委員 私の事務所なんか、企業ではありませんけれども、株式の配当なども当然私の事務所はしておりますけれども、これは長い目で見なくても、その場で人がどうやって生きていくか、どうやって働く

いくかという深刻な問題があるわけでございま

せんといふうに思つて、いる次第でございま

す。

○水島委員 私の事務所なんか、企業ではありませんけれども、株式の配当なども当然私の事務所はしておりますけれども、これは長い目で見なくても、その場で人がどうやって生きていくか、どうやって働く

いくかという深刻な問題があるわけでございま

せんといふうに思つて、いる次第でございま

す。

○水島委員 私設秘書は、現在みんな女性なんですけれども、子育てと両立させながら元気に働いてくれておりまして、私は多分、政治家の事務所としては

厚生労働大臣に表彰していただきたいくらいの事

務所ではないかなと思つてゐるわけです。でも、政府案が成立をしてしまつた場合の計算をしてみました。どう計算しましても、これはリストラをするか厚生年金を脱退するかという結論しかない、そんな内容の保険料の引き上げであるわけです。

ですから、私は、これは現実問題として、こんな私のような事務所ではなくても、多くの事業主の方が今同じようなことで頭を抱えていらっしゃると思いますけれども、長い目で見てとか企業の責任がという、その理念論はそれはそれでいいわけですがれども、短期間のうちにこんなに保険料率を上げてしまって、それが長い目でというような、そんなことで薄まっていくとお考えなんでしょうか。雇用に与える悪影響にどうやって手当をされるおつもりなんですか。

○坂口国務大臣 短いといいましても、十四年かけて徐々に上げていくわけあります。一年二年で上げる話ではありません。したがつて、そこは私は理解をしていただきたいというふうに思つております。

どういう年金の案をつくりましても、保険料といふのはついて回るわけですね。民主党さんがお出しになつております一元化の案を拝見いたしましたが、いわゆる中クラスのところ、それからそれ以上の所得の皆さん方のところの保険料といふのは、かなりこれはふえると思わなければなりませんね。そうしたことがあふえてくるということになれば、それを雇つている皆さん方の側からすれば、それはその半分なりなんなりを負担しなきならないわけですから、それはやはり大変なことなんだろうというふうに思います。しかし、それはそれでやはり理解をしていただかなければならぬのではないかというふうに私は思つております。

○水島委員 理解すると失業率というのではなくて、雇用が改善するところであれば、政府なんか要らないということになるんだと思いますけれども。

今度は、雇用に与える悪影響ということについては、今まで指摘されていながら、それに対するきちんとした答弁が今まで委員会の中でも全く聞かれておりません。この点については、私きょうほかにもいろいろ質問しなければいけないことがありますので、ぜひ次回以降の質問の中でもつと詰めさせていただきたいと思っております。

ここでようやく本当の質問に入つていいけるわけなんですねけれども、昨年の十一月十七日に、「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」というタイトルで厚生労働省案が発表されたわけでござります。改正の基本的考え方がその中に二つ示されていまして、第一に、社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保、現役世代の負担への配慮と公的年金制度にふさわしい水準の確保、第二には、多様な生き方、働き方に対応し、より多くの者が能力を發揮できる社会につながる制度、この基本的な考え方方は賛成でございますし、これをはじめて考えて法案化していくますと民主党案になるわけでございま

○坂口国務大臣 今御指摘をいただきましたとおり、社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に関する信頼の確保、それからもう一つが、多様な生き方、働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度の構築、こういうことになるわけでございます。今回提案させていただいております改正法案におきましては、この第一のところの部分に関しましては、将来の保険料水準の上限、それから給付水準の下限を法律上に明確に規定いたしました。そして、基礎年金国庫負担割合の二分の一への引き上げの道筋を明らかにし、そして積立金の利用等につきましても明らかにしたところでございます。

年金制度を支えます現役世代の保険料負担能力の伸びを年金額の改定に反映させて、給付水準の

伸びを自動的に調整する仕組みも、これはいろいろ

存じだと思ひます。

だいたところでございます。

また、もう一方の多様な生き方、働き方の方に
関して申し上げますと、六十歳代前半の高齢者の
就労を阻害しないように、働くことに中立的な制
度としますために、六十歳代前半の在職老齢年金
の一律二割支給停止というのを廢止いたしまし
た。それから、今後高齢期の就労が進んでいくこ
とが見込まれますので、受給開始の選択の幅を広
げるために、老齢厚生年金につきましては、六十
歳以降に繰り下げて支給できるようになつてしま
した。育児をしながら就業を継続する者にも、年
問題は、その数ですか比率がどの程度あるか
ということになるわけですから、この点につ
いて、予算委員会での筒井議員の質問に対し
て、厚生労働省の年金局長はどのように答弁されてい
るかといいますと、実績で申しましても、奥様の
年金は奥様の年金として支給しているし、御主人
の年金は御主人の年金として支給いたしておりま
すので、それを足し合わせたものを年金の統計か
ら抽出するのは実は不可能で、そういう意味
では、この人たちが何人おられて何%ということ
はお示しできないというようなことを予算委員会
で年金局長が答弁をされております。

金保障が不利にならないよう、子供が三歳に達するまで、賃金が低下しても従前の賃金で保険料納付が行われたものとして給付を算定する措置を創設いたしました。また、育児期間に対する配慮期間を拡充したところでございます。そのほか、あつてはならないことでござりますけれども、離婚時等に厚生年金を分割する仕組みも導入した、こういうことでござります。

〔委員長退席、北川委員長代理着席〕

○水島委員 今おっしゃった、特に、多様な生き方、働き方というのに関しては、御答弁を伺いますと随分矮小化されたなというふうに感じておますが、その点、これからここで質問させていただきたくと思っております。まず、その前提と

つまり、実際には数は出ない、このモデル世帯に達するまで、賃金が低下しても従前の賃金で保険料算しようもないという答弁だつたと思ひますけれども、そのような確認でよろしいですね、大臣。

○坂口国務大臣 モデルはあくまでもモデルでありますから、そのモデルに匹敵する人が一体何人いるかと言つことは難しいと、いうふうに局長が言つておりますから、それは事務的にそうだとうふうに私も理解をいたしております。

○水島委員 こんな議論がつい先日予算委員会であつたばかりだというのに、先週の木曜日、私が質問取りをいたしましたときにいらっしゃつた方、審議官の方だったと思ひますけれども、モデル世帯というのは全体の何%ぐらいなんでしょうか

しまして、多様な生き方というふうにおっしゃっているわけですけれども、そんなことをいいながらいわゆるモデル世帯といいうものの概念は相変わらずであるわけでございます。

このモデル世帯といいうものにつきましては、二月二十五日の予算委員会で民主党の筒井議員が詳細に質問をしております。モデル世帯と言われているモデルには、三つの条件が前提になつておりますて、四十年間夫がフルタイムで勤務していって、その平均月収が三十六万円であったこと、妻が四十年間専業主婦であったこと、この三つの条件が前提になつているということは大臣もよく御

「モデル世帯である者の全体に占める割合」といふ紙を出してこられました。これを見ますと、モデル該当率というのは、一〇〇二年、現在受給中方で五一%、そして、一〇一二五年には四二%というのが、ここに書いてあるペーセンテージということになるわけでござりますけれども、これは、この数字も出して、予算委員会で否認されていたというのに、相変わらずこんな紙を平気で出してくる。私は、いや、五一%とか四二%とか、ちょっと実感に合わないけれども本当にですかと一応確認しましたところ

ろ、いや本当なんですよ、実は、というふうに答えられた。

これはどういうことですか。私がばかにされたということなんですか。それとも、何か別の理由があるんでしようか。

○森副大臣 モデル世帯というのは、あくまでもそれを根拠に置いているだけで、実際支給するときは一人ずつですので、実際の数値からモデル世帯に該当する人が何人いるかということを抽出するのは、実はできないわけあります。

ちょっと、今、水島委員のおっしゃった数字、どういうふうにして出したかわからないんですけども、何らかの仮説を置いてモデル世帯に相当する人がこれだけいるんじゃないかという、一種の仮定を置いた計算結果であろうかというふうに思っています。

○水島委員 そんなことは予算委員会でも審議されてることであって、その後に、私が質問の事前通告のときにそういうふうに言っているわけで

すから、いや、実は予算委員会でもこれは結局計算できないということになつたんですよお答えいただきくのが当たり前のことではないですか。どうせ、こんな議員には何を言つたつてわからないだろうから、適当な紙でも出しておと思われたんでしょう。この点について、何でそんなことをしたのか、きちんと調査をしていただいて、御報告いただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

○森副大臣 まさか、またとない優秀な水島委員をばかにしてなんということは全くないわけございまして。ただ、物を考えるときの、ざつとし見当の数字としては、この表も何がしかの意味があるという思いでもつて提出をさせていただいたんだと思ひますけれども、提出する以上、その数字がどういう前提、仮説に基づいて出たかといふことをきちんと説明すべきであつたと思ひますので、後ほど厳しく指導いたします。

○水島委員 つまり、今副大臣は、私がばかにされたわけじやないんだとおっしゃるということ

は、万人に対して平氣でこういうのを配つてているということなんですよ。こうやつてモデル該當率は半分ぐらゐあるんだから、これは半分ぐらゐの人が大丈夫なんだということを故意に流しているとか思えない。そうでなければ、私がよっぽどばかりにされたか、どちらかしかないわけですの

で、これは、きちんと事実関係を調査していただきて、この紙は、もう私は金輪際出さないでいただきたと思いますし、きちんと、その辺も含めましての御報告をいただきたいと思います。

ちなみに、今、何らかの仮説を置いてとおつしやいましたけれども、確かに、これは何らかの仮説を置いて計算されているんですね。ここで計算をしております分母になつてるのは、なぜか女子人口全部というものが分母になつていています。

ところが、こちらに、社会保険庁が発行している事業年報の中で、「老齢厚生年金の受給権を持つ女性の数の推移」というので、基礎年金を受給

を私は計算してみましたところ、これは、政府が出していくのは五一%なんですが、私がこちらの社会保険庁の年報で計算しましたら、五一%が三五%に現在でも減る。つまり、現時点でも、受給者の中でのモデル該當率というのは、こちらの数字を使って簡単に計算すると、もう三五%しかないということですから、いかにこの計算が意味がないかということ、そしてかなり恣意的ではないかと思つております。この点、詳しく御報告をいただきたいと思います。

そして、ここで問題になるのは、今回の法案の附則の第二条にわざわざモデル世帯の給付水準を書いているということであるわけでござります。

要するに、この附則の規定は、よく読んでみれば、夫が四十年間フルで働き、妻が四十年間ずっと専業主婦でいた場合というような、今、決して數は多くなくなつてきているケースについてはこの年金の給付が五〇%は維持されるという意味以上でも以下でもない規定というふうにこの附則は受けとめております。

○水島委員 全体の八割ぐらゐある世帯であれば目安世帯として条文に書く意味はもしかしたらあるかもしだれませんけれども、そうじやないわけですね。また、今、五〇%ぐらいをめどにというふうにおつしやつてあるわけですから、実際のところは、ほかの類型では五〇%を切つてあることになるわけです。

ちなみに、厚生労働省が発表している世帯六類型のうち、モデル世帯を除く類型ではすべて給付水準五〇%未満ということになつていて、これが半分ぐらゐあるんだから、これは半分ぐらゐの人が大丈夫なんだということを故意に流しているとか思えない。そうでなければ、私がよっぽどばかりにされたか、どちらかしかないわけですの

で、これは、きちんと事実関係を調査していただきて、この紙は、もう私は金輪際出さないでいただきたと思いますし、きちんと、その辺も含めましての御報告をいただきたいと思います。

ちなみに、今、何らかの仮説を置いてとおつしやいましたけれども、確かに、これは何らかの仮説を置いて計算されているんですね。ここで計算をしております分母になつてるのは、なぜか女子人口全部というものが分母になつていています。

ところが、こちらに、社会保険庁が発行している事業年報の中で、「老齢厚生年金の受給権を持つ女性の数の推移」というので、基礎年金を受給

を私は計算してみましたところ、これは、政府が出していくのは五一%なんですが、私がこちらの社会保険庁の年報で計算しましたら、五一%が三五%に現在でも減る。つまり、現時点でも、受給者の中でのモデル該當率というのは、こちらの数字を使って簡単に計算すると、もう三五%しかないということですから、いかにこの計算が意味がないかということ、そしてかなり恣意的ではないかと思つております。この点、詳しく御報告をいただきたいと思います。

そして、ここで問題になるのは、今回の法案の附則の第二条にわざわざモデル世帯の給付水準を書いているということであるわけでござります。

要するに、この附則の規定は、よく読んでみれば、夫が四十年間フルで働き、妻が四十年間ずっと専業主婦でいた場合というような、今、決して數は多くなくなつてきているケースについてはこの年金の給付が五〇%は維持されるという意味以上でも以下でもない規定というふうにこの附則は受けとめております。

○水島委員 よくわかりませんでしたけれども、つまり、支給開始年齢の引き上げということは視野に入れているのかどうかだけお答えいただけますか。

○坂口國務大臣 それは入つておりますん。

○水島委員 言い切つて本当にいいんでしようか。これは本会議のときからずつと質問してきて

いることですけれども、保険料の上限を決めて、そして給付水準の下限を決めるということ、それで支給開始年齢も変えないこと、こんな制度

これはそれらのことを総合的に見て、見ていかなければいけない。どういう政策を導入すればどれだけ少子化が改善をされるのかといったことについては、今後、そうしたことを見ながら、さまざまな政策を開拓していく以外にないというふうに思つております。

とだと思つております。

○水島委員 何か、ほかのことについては、時間をかけてじっくり検討される大臣のようなんですが、けれども、さつきの上限と下限を決めて約束してしまって、どうも、うつは可りません、どちらか、とうとうは可りません。

度というのは本当に可能なんですか、大臣。本当に今の答弁でいいんですか。直すんだったら今だと思いませんけれども、どうですか。

○木島委員 結局のところは希望的観測に基いて予測値なるものを出していっているということでございまますから、よくそんな恐ろしいことができるなど、そんな答弁をさせられている大臣は、ある

し、また自営業者ですとかパート労働者、これは今回見送られたことについて、私、それもきょうう質問しようと思っていたんですけども、この点についても質問できていませんので、これはなぜ

伺つて思つたところです。

ためには、一つの大きな要素があります。一つは、実質賃金の上昇率です。我々は、一・一を上回るということを前提にいたしております。もう一つは、合計特殊出生率をどう見ていくかというところでございまして、二〇五〇年に一・三九という数字を前提にしているわけであります。したがいまして、それらのことが、二つの大きな要素が狂わないよう、どういう政策展開をこ

す 一 は し

「うね」と言って先のことを終束するというの、本当におかしい理屈だと思いますので、もう一度ちゃんと考え直していただきたいと思います。

でしょうけれども、その場合にはも基礎年金を満額支給するというような措置を同時に講じなければ、とても全体的な育児期間中への配慮といふことにならないと思いますけれども、そういう措置

は、こんな浪費をしないで済んだということを改めて申し上げまして、そしてまだまだ、年金分割の問題、パート労働者への厚生年金の拡大の問題、いろいろと問題がある。ほかに二つ

○水島委員 何が万能の神のような御答弁をいた
だいたんですか? そもそも政府は、少子化
対策、少子化対策と言つていて、出生率は上がつ
たんですか。今までの対策で何が足りなくて、こ
れからどういうことをすると上がるとか、その
辺、自然考慮してどう、うることもつゝやつ

きょう 私 実は年金分割のこととかそれを質問する予定だったんですけども、思わぬ閑條の年金未払い事件のために、大切な年金分割についての質問ができなくなつてしましました。これについて細かく質問した人は今までいなかつたはずで、十の、これはひどく采荷前に聞いてこらかね

○坂口國務大臣　非常に限られた年金財源の中で、どこまで少子化対策ができるかということだと思います。いろいろのことをござるが、今までは、どうも年金と少子化の問題を結びつけてお話をされていましたが、年金は年金で、少子化は少子化で、年金と少子化の問題を結びつけることは、私は、どうもよく思えません。

な課題であることは、もう御指摘のとおりだといふうに思つております。

ついての重要な質問もされていないのに、採決なんどということはゆめゆめお考えにならないようにしていただきたいと思います。

最後に、今の少子化対策、これが本当の少子化対策になるかどうかはあれだけれども、今回、育児期間中への配慮として、育児休業中の保険料免除が、現行の一年から三年間に延長されるとということでございまして、これそのものは結構なこと

いというふうに思つております。児童手当の問題も出ましたし、それから、年金によります奨学資金の問題も出たりとか、いろいろな問題が出来ましたけれども、それは一般的な財源との間で整合性のあるものにしていかなければいけないというふうに考えております。したがいまして、年金の中でもやるということの意味づけ、そうしたものも今後十分考えていかなければいけないというふうに考えております。

前回の質疑で、私は、コンピューターの経費を問題にいたしました。平成十六年度のコンピュータの経費のうち、福祉という名目で六百四十七億円全額が年金の掛金で支出されている。これをして、では、年金相談のみの業務はこのうち幾らですかという質問をしたら森副大臣は、分離できないないと、ずっとこの委員会がとまつたわけですが、何のことではない。その後、お

第一類第七號 厚生労働委員會議錄第十七號

役人が私の議員会館に来て、実は分離できるんです、こういうことなんですね。ですから、そういうことでもないことがこの委員会でたくさん起るわけです。

例えば、前回の質疑でも、私は、何で福祉に分けるんだと、こういうことを申し上げたときに、これも新たな話で私もびっくりしましたけれども、実はと言つんですね、お役人が私の会館に来て。平成十三年度までは、福祉という名目でコンピューターの経費を使うのと、事務費という名目でコンピューターの経費使うのと、九対一に分けていましたと。ですから、毎年度、平成十三年度までは、ずっと昔から、福祉というきちっとした定義じゃなくて、九対一に分けていた。福祉は全体の経費の九〇%。これは、全額、年金の掛金でやっていた。こういう、九対一という、もう決まっていると。そして、平成十四年度以降は、双方にかかるものは折半にする。こういう、突然ルールが変わつて、全体の中の福祉が五〇パー、事務費が五〇パー、半々にする。ですから、いろいろへ理屈を言われて、福祉といふのは、年金相談及び年金の迅速な裁定等にかかるシステム経費。これは、このお金は掛け金で、福祉ということでコンピューター経費を賄うんだというふうに理屈をつけていますけれども、そうじやなくて、一律に九対一ということがずっとなされている。そして、今お配りしたものの一ページ目にございます。こういう回答が来ました。

そして、この資料の三ページ目を見ていただきますと、こういう資料が出てきました。覚書、これは昭和五十四年の三月十三日に社会保険庁長官の八木さんが労働組合に提示した資料であります。この資料を書いた五十四年の三月の十三日の後、五十五年の一月に社会保険のオンラインシステムが稼働しました、NTTデータの。この資料では三ページ目の別紙4というところにございますけれども、「オンライン化に伴う切替準備一切の経費については、一般予算とは別個に

に配付する」ということで、このシステムがでる前から、一般予算とは別にコンピューター経費は充てるんですよ、こういうことを社会保険庁の長官が労働組合に示しているんですよ、こういうふうに。後づけで、保険料は福祉だということで、こういうコンピューター経費に福祉の名目で保険料が使われている。

「一般予算とは別個に配付する」という意味ですけれども、これは、当時、いろいろなシーリングがあつて、税金で予算をふやすということがで、こういきくい状況だった。ということは、これは年金の保険料を充てて、こういうようなことが読めるわけです。これは、あらかじめこういうことを決めて、その後、後づけの理屈でいろいろなことがなされている、こういうことなんですね。

それで、会計検査院に、私も、前回の質疑で検査をしてください、検査をしますといふうなお話をいただきましたので、これはぜひ、この部分、全面的に会計検査院に、検査、協力をしていただきたい。実地検査というのも早晚そちらに入らると思いますので、それをお願ひしたい。

そして、私自身は、年金の掛け金は年金の支払い以外にはもう使わない、これをやはり明言して、

法律そのものをどうするかは、これは今ここで内容で私たちも進みたいといふうに思つております。

法律そのものをどうするかは、これは今ここで私がこうする、ああするといふことは言えないわけだ、それは、これから議論をしていかなければいけないといふうに思つております。

先ほどの業務取扱費と福祉施設事業費との区分については、十三年まで一対九であったということは、これはもう事実でござりますし、十四年からはそれを半々にしてきた、こういうことでござります。しかし、それは、半々であれ、一対九であれ、今おっしゃるように、いろいろの御議論がありますから、本当に必要なものはどれだけのかといふことをもう少し明確にして割り振りを考えるということは、これは今後やつていいといふふうに思つております。

○長妻委員 質問時間が参りましたので、

なぜ憲法の六十二条规定があるかと監督する仕事をしなきやいけないんだ、そういう定めでこれは定められているんです。ですから、答弁についていきますと、私は、単に誠実に答えるということにどどまらずに、憲法上定められた問題としてきちんと答弁していただき、そのことをまず最初に坂口大臣に求めておきたいと思うんです。

その上で具体的にお尋ねしたいんですが、きょう、理事会の了解を得まして、皆さんのお手元に配付した資料があります。これは、昨日夕方の理事会で私が求めまして、厚生労働省の鈴木官房長が直接持つてきたものです。これは、皆さん、読んでおわかりいただけるように、坂口大臣御自身の文字です。

まず、読んでみますと、「金曜日の私の委員会での発言は各大臣が自分の過去の年金について發

よ、削除という言葉を入れて決意を表明してください。

○坂口国務大臣 年金のさまざまな問題について、いろいろな角度から御議論をいただきました。これは、年金にかかわりますさまざまな問題で本当に必要なものもあるわけですね。しかし、年金の中から出してはいけないものもある、そこは私もよくわかつております。そうした中で、国の財政も非常に今厳しい中でありますから、どうあります。

平成十六年までそういうことで参りましたけれども、ことし一年限りですよ、こういうことで、平成十七年には改めて議論をさせていただくことになります。

そこで、会計検査院に、検査、協力をしていただきたい。実地検査というのも早晚そちらに入らると思いますので、それをお願ひしたい。

そして、私自身は、年金の掛け金は年金の支払い以外にはもう使わない、これをやはり明言して、

法律そのものをどうするかは、これは今ここで内容で私たちも進みたいといふうに思つております。

法律そのものをどうするかは、これは今ここで私がこうする、ああするといふことは言えないわけだ、それは、これから議論をしていかなければいけないといふうに思つております。

先ほどの業務取扱費と福祉施設事業費との区分については、十三年まで一対九であったということは、これはもう事実でござりますし、十四年からはそれを半々にしてきた、こういうことでござります。しかし、それは、半々であれ、一対九であれ、今おっしゃるように、いろいろの御議論がありますから、本当に必要なものはどれだけのかといふことをもう少し明確にして割り振りを考

えるということは、これは今後やつていいといふふうに思つております。

○長妻委員 質問時間が参りましたので、

なぜ憲法の六十二条规定があるかと監督する仕事をしなきやいけないんだ、そういう定めでこれは定められているんです。ですから、答弁についていきますと、私は、単に誠実に答えるということにどどまらずに、憲法上定められた問題としてきちんと答弁していただき、そのことをまず最初に坂口大臣に求めておきたいと思うんです。

その上で具体的にお尋ねしたいんですが、きょう、理事会の了解を得まして、皆さんのお手元に配付した資料があります。これは、昨日夕方の理事会で私が求めまして、厚生労働省の鈴木官房長が直接持つてきたものです。これは、皆さん、読んでおわかりいただけるように、坂口大臣御自身の文字です。

まず、読んでみますと、「金曜日の私の委員会での発言は各大臣が自分の過去の年金について發

○山口(富)委員 日本共産党的山口富男です。

きょうは、午前の部は坂口大臣に年金法案につ

りました。しかし、これもおかしな話なんですですね。といいますのは、行政府と立法府の区別がないんじゃないんじやないか。当委員会に対して大臣が答弁した中身を、大臣の責任でちゃんと調べておき国会に報告してもらう、そういう答弁をしておき

○坂口国務大臣 私は、皆さんに御提出をいただ
ながら、立法府の側の協議に任せる、これはどう
いう判断なんですか。

くようにお願いをした。その後のその扱いにつきましては、これは国会でおやりをいただくわけではありませんから、国会が決定していただいたとおりに私はさせていただきますということを申し上げているわけで、何もかも行政がやるわけではありません。これは、立法府でお決めをいただいたところにそれにはなればいけないわけでございましょうから、私は、何ら問題のあることを言つたわけではありません。

それから、先ほど何かヘーゾー、これはお手本のものと一緒かどうかわかりませんけれども、これは私が最初言つたものでありますて、だからここが間違いましたから、その修正をした、こうしたことになります。

○山口(富)委員 それは違いますよ。

後で、私、お届けしますよ、そういうことではれば。

それから、今の点で言いますと、立法府に対しきちんとした報告がないままに会見の中できこういう発言をしていく、私はここに当委員会に対する

る軽視があるというふうに思うんです。そして、今度の問題では、各議員の皆さんとのところも同じでしようけれども、とにかく怒りのメールやアクセスでもういっぱいです。私のところにも、例えはこんなものが来ています。断固とした態度で責任を追及してほしい、私は昨年から失業中です、もちろん国民年金には加入しています、しかしながら、今回のこの報道により心が搔き立てられています、だからしくなりますと。では、なぜこういう声が生まれてくるのか。私は、その一つに、閣僚に対する対応と年金加入人権

に対する対応の余りの違いがやはりあると思つたのです。ちょうど一週間前のことですけれども、私はこの委員会で、今厚生労働省がやつております年金未納者への強制徴収の問題を取り上げました。そのときに、坂口大臣は、しきりに、いろいろな手だてを踏んだ上でそれをやるんだということをおっしゃっていました。私は、一体どういう手だてを踏んでいるのか、調べてまいりました。これは、ことしの一月十九日に発表された、国民年金保険料の強制徴収の実施についてという報告書です。これを見ますと、まず、対象者を選定した上で、最終催告状の送付というものを行つたのは約一万余件、既に送付されています。それから、戸別訪問などによる納付の奨励をやつて、督促状を送付する、これは大体五百件行われています。そして、先日の委員会でも紹介いたしましたが、この督促状には、指定期間を過ぎて完納しないときは財産差し押さえの処分をします、こういふふうに明記されて、既に沖縄では十件が財産差し押さえになつてゐる。その際に、では何を調査しているのか。財産調査、滞納者本人、官公署、金融機関、取引先への調査、何を調査しているのか。預貯金、債権、電話加入権、自動車、動産等、これら全部個人情報じゃないですか。国民の皆さんに対しても、ここまで、ある意味で非常に強圧的な態度をとりながら、閣僚の皆さんに対しては、これはうつかりだったということを済ませようとする、この食い違いをどう説明されるんですか、国民に対して。

○坂口国務大臣　過去の問題につきましては、一年間しかさかのばれないように今はなつてゐるところでありますから、それ以前のことを問うつてしまはりません。しかし、現在保険料を納めていた大ていかない皆さん方の中で、十分な財源はあります、所得はある、そういう皆さん方に対しましては、ぜひ御参加をいただきたいということを申し上げているわけであります。

それをするまでは、共産党の皆さんも、なぜもっと徹底的に集めないんだということを言つて

おみえになつた、集め始めましたら、今度は、なぜ強制的にするんだと。いや、山口さんは私は立派な人だと思って御信頼申し上げておりますけれども、なかなか共産党も難しいなと思っていろいろお聞きしているわけあります。

それは、納めていない人たち全部にそういうことをやるわけではありません。しかし、何度も願いを申し上げても参加をしていただけないという

人に対しましては、それはこういうこともあります。さればならないというふうに思つております。

○山口(富)委員 話をすりかえちやだめです。私が言つてゐるのは、国民に対しても、財産調査まで含めて、強制徴収をやる。私たちが言つている保険料の空洞化の問題というのは、納めていな方の多くは保険料が高過ぎるという意見を持つてゐるわけですから、そこへの手当てをやりながら保険料を支払うとする

○坂口国務大臣 国民の皆さん方にも、二年以上前のこととは、申し上げてもそれはもう入れないんやうじやないか、そういう提案であつて、別に強制徴収をやつてくれというようなことを一回も言つたことはありませんよ。

私がきよう聞いたのは、国民の皆さんにはそういう対応をしながら、閣僚の場合ははうつかりミスで済ましちやう、この落差を国民の皆さんにどう説明するのか、こう聞いてるんです。明確に答えていただきたい。

ですから、それを申し上げているわけではありません。最近の問題について、お支払いをいただいている皆さんは方に対しては、ぜひお支払いをいたさないでほしいということを申し上げているわけであたたいきたいということを申し上げているわけではありません。閣僚に対しましても、もし払つていなければなりません。人があるならば、それはどうしても払つていただきなければならないということを申し上げているわけです。そこに格差はないというふうに思つております。

○山口(富)委員 私は、今回のことを通じまして、国民の皆さんの公的年金制度に対する信頼がなればならないということを申し上げているわけです。そこには格差はないといつうふうに思つております。

○坂口國務大臣　これから、今回改正をいたします年金制度について十分な御議論をいただき、そしてその内容を御理解いただきと、いう以外にないわけであります。そしてまた、御自身の老後だけの問題ではなくて、これは世代間の助け合いでありますことを皆さん方に御理解をいただく以外にないわけでありますから、そこは粘り強くやっていくべきことだと思います。それ以外に方法はありません。このように考えております。

○山口(富)委員　今、大臣から、十分な議論をやろうということですから、これからも引き続き十分な議論をやらせていただきたいと思います。

さて、私は、この間、わずかな審議時間でしたけれども、今度の政府提出の年金法案について何とかなり重大な問題点が明らかになってきたと、このように考えております。

第一は、年金の保険料の引き上げの問題なんですが、これも、とにかく一年の間も全く置かずにつぐつと十数年上がりますから、これが未加入者や未納者を増大させて年金の空洞化に拍車をかける、これは国民年金でも厚生年金でもやはりそういう事態が起こることを指摘しました。

先日、参考人質疑に出席された高山憲之さん、一橋大教授ですけれども、こういうふうにおつしゃっていました。企業は厳しいリストラを強行せざるを得なくなり、若者が労働力市場から縮み出される、手取り所得は伸び悩み、消費支出も低迷し、経済成長が阻害されると。だから、こういふやうやり方をとると、単に年金制度を壊すだけじゃなくて、日本の経済の土台にも食い込むような被害を及ぼすというのが、参考人の指摘でした。

それから一点目に、私はこの間の質疑で明らかになつたと思っておりますのは、給付水準の問題で、これを一律、とにかく水準としては一五%下げていくわけですから、これはやはり大きな打撃になると思います。

私は、坂口大臣に数字を、図表化したものも示しまして、これは大変参考になるという答弁もあつたんですけれども、もう現実には無年金者それから低額年金者が広がっているわけですから、その人たちのところにまで、まあ無年金者の場合はそれ以前の問題ですが、給付水準を引き下げていく、こういうことが行われましたら、やはり、憲法二十五条が定める生存権を壊すような方向に働くがざるを得ない、こういうふうに指摘しました。

そして、三つ目に、財源の問題では、消費税の増税という問題、これは絶対やるべきじゃないということも厳しく指摘してきたところです。私たち、財源の問題でも、歳入歳出の改革を含めてきちんと提案しております。

それで、私はこれまでの質疑を踏まえまして坂口大臣にお尋ねしておきたいんですが、今回の政府案について、百年安心の年金……(発言する者あり)委員長、静かにさせてください。

○衛藤委員長 御静粛に願います。

○山口(富)委員 今度の政府案について、百年安心の年金改革、そういう宣伝が行われているようですが、先日の参考人質疑でも、とうとうだれ一人として政府案で安心だという発言は全くありませんでした。

坂口大臣に率直にお尋ねしたいんですが、今までの制度、今までの年金改革は五年ごとの改革をいたしまりまして、そんなに長い先のことまで計算をしておりませんですか。しかし、今回は、五十年、百年先まで見据えながらどうしていくか、これからの人口動態の

変化、あるいはまた経済の問題も検討をしながら、その中でどこまでできるかということを検討したものでございまして、そうした意味では、五十年、百年先まで私たちは見据えた今回の案だというふうに自覚をいたしております。

○山口(富)委員 その問題はこの間、参考人質疑で大問題になつたんです。

参考人の方がどういうことをおつしやられたのか。一人の方は、到底、科学的根拠に基づいた推計と言えるかどうか、考えられない。もう一人の方は、人間の将来予知能力は極めて限られていて、三十年先でさえ、あるいは二十年先でさえ正確に予想できるなんということはありません、政

府側の言うのは政治的なうたい文句なんだ、これがこの方の結論でした。私も全く同感なんです。私が坂口大臣にこれは安心かと聞きましたら、結局それに答えずに、制度の設計としてそのぐらいいのスパンで考へて、制度の設計としてそのぐらいいかなかれども、それは達成できるものでないことはよ。しかも、私は、今与党の皆さん足元からもこの安心論というものは崩れている、崩れ始めているというふうに思つてます。

ここに資料を持ってまいりました。皆さんの国会での事務所にもきっとファクスで入っているんじゃないかと思うんですが、財務大臣をやられて

いた塩川正十郎さんが送つてこられた、四月一日に記者が発表したということですけれども、「年金法案の附則」で制度見直しの確約を! といふことです。ここには自民党的国会議員も名を連ねております。何と言つているのか。「年金改革法案の国会審議が今日から始まりました。ただ、現

に約束を申し上げて、これからやはりやつてい

くということの決意表明でもあるというふうに私は思つております。

○山口(富)委員 全く明快な答弁じゃありません。国民の立場からいって、年金の保険料の値上げの問題や給付水準の引き下げの問題が、これは長い期間でそれが起つてくるんですから、これは参考人質疑でもいろいろな方々の立場から述べられましたけれども、もう間違ひなく国民生活や経済活動に打撃を与えると言つてます。

その中で問題になりましたのは、例えば国民年金や厚生年金の空洞化、世代間の不公平などの問題を解決できません。したがつて、

国民の年金不信もなくなりません。」

一体安心がどこにあるんですか。与党の側から安心がないと言つているようなものじやないですか。

○坂口(富)委員 それは人それぞれの意見がござります。これはもう年金というのは百人百色、そ

れぞれの意見があるんですね。それは各党とも私はありますよ。だけれども、それは各党ともいろいろありますけれども、そこをまとめていかないやならないわけあります。民主党さんも本当に私はよくまとめられたと思うんですね。こ

れは、私は民主党さんの中もいろいろな意見があるというふうに思つてます。だから、それは、塩川さんは塩川さんとしての御意見をお持ちになつていることもあるだろうと思つてます。

しかし、今回この年金制度をこういうふうに出されたということは、それは何も手をこまねいて見ておればこういうふうになつてきますというこ

とを言つてはいるわけではなくて、それが実現できるような政策をしていかなければならぬという政策目標を、我々はそこを自覚するということがもう一方であるわけあります。あわせてやつていかなければそれは達成できるものでないことは事実であります。

だから、今回出したこの年金制度が確立をしていきますような政策展開をやつていきますと、いうことを、これは一つは政府が国民の皆さん方に約束を申し上げて、これからやはりやつていくということの決意表明でもあるというふうに私は思つております。

○山口(富)委員 全く明快な答弁じゃありません。国民の立場からいって、年金の保険料の値上げの問題や給付水準の引き下げの問題が、これは長い期間でそれが起つてくるんですから、これは参考人質疑でもいろいろな方々の立場から述べられましたけれども、もう間違ひなく国民生活や経済活動に打撃を与えると言つてます。

非常に簡単なことです。坂口大臣は、いわゆる国民皆年金、だれもが自分がこの国で老いたりあるいは障害を持つたりしたときにきちんと保障されるという意味での国民皆年金ということを共通認識に持たれる、百人百色ではなくて、百人のおのがそれがいつにいつまで年金を支給される

お考えは、まず冒頭、お持ちでしようか。

○坂口(富)委員 全員が年金制度の中に参

加するためには、消費税に頼らずに最低保障年金の制度をつくる、私たちはこういう提案をしておりますが、そういう方向での打開を図りたい、そのことを申し上げて、午前の私の質問を終わります。

○阿部委員長 阿部知子君。

私は本日の質問の冒頭に、まず坂口大臣に、先ほど、年金問題の考え方は百人百色だ、省庁間によつても差があるかもしねれない、例えば経済産業省が、もしも保険料が上がった場合に百万人近くの失業が起るかもしねないという見解を述べることや、あるいは塩川前財務大臣が、税制ともうちよつときつちり運動していないと、この先行きといふものが保証されないのでないかという御意見を出されることに対しても、坂口大臣は百人百色だという御意見であります。

では、国会で審議していくために最低限統一しておべき認識とは何かといふ原点に立ち返つて、一問目を伺いたいと思います。

非常に簡単なことです。坂口大臣は、いわゆる国民皆年金、だれもが自分がこの国で老いたりあるいは障害を持つたりしたときにきちんと保障されるという意味での国民皆年金ということを共通認識に持たれる、百人百色ではなくて、百人のおのがそれがいつにいつまで年金を支給される

お考えは、まず冒頭、お持ちでしようか。

○坂口(富)委員 全員が年金制度の中に参

加するためには、消費税に頼らずに最低保障年金の制度をつくる、私たちはこういう提案をしておりますが、そういう方向での打開を図りたい、そのことを申し上げて、午前の私の質問を終わります。

私はきょうの大臣の答弁、冒頭から、大体国会

○阿部委員 そこで、この間、不払い問題が発覚した三閣僚問題。

例えば中川昭一経済産業大臣は、御自身の国民年金未納は、一方で議員年金等々がおありであることと錯覚されたか、あとは、麻生大臣は、もともと麻生セメントの経営者であり、厚生年金をお持ちであつたりした時期があつて、そのことも御自身の意識の中におありであった、あるいは石破防衛庁長官は、共済年金に医療保険などと一緒に加入するのではないかと思われたと。

実はこれは、一方では勘違い、あるいは十分に熟知していなかつた、そして、そのまま提案者になつたといふ、大臣の資質を問うものであると同時に、逆に、制度が乱立しているゆえに逃げ道、抜け道、そうしたことがあるという現実として考へてみるべきではないかと思いますが、大臣はいかがですか。

○坂口国務大臣 そういう意味で、乱立をしていふ申しますが、いろいろの年金制度があつたことは事実でございまして、かなり集約されてきたことも事実でございます。

あと、先ほども議論に出ましたけれども、共済年金をどう早く厚生年金と一元化していくか。今回、財政的な面におきましてこれは一元化の方向に動き出しましたけれども、しかし、それだけでなくて、本格的に一元化をしていかなければならぬ。私立学校の問題もございます。こうした問題を一つにしていく。それとあわせて、国民年金との関係をどうするか。ここは、先ほどから議論になっておりますし、意見の分かれるところでございますが、私は、自営業者の皆さん方の生き方といふものと、そして、サラリーマンの生き方といふものとの間にはいろいろの点で違ひがある。それを、制度さえ一つにすればそれは済むであろうか。そこはよくよく考えていかないと自営業者の皆さん方に大変な負担をかけることになつてしまうのではないかということを、私は私の意見を申し上げたわけあります。

そうした問題はございますけれども、いわゆる

被用者保険につきましては、一元化の方向に進んでまいりましたし、これからも進めていかなければならぬ、そういうふうに思つております。

○阿部委員 今三野党がほぼそろつて提案しておられますのは、国民年金加入者も含めて一元化といふ方向をとつてはいかがかという案でございました。それは、本当にこのたび明らかになりましたが、議員年金のような恵まれた年金があれば、国民年金未加入状態も全く意識しないで二十数年、二十年近く中川大臣がおられたということにもあらわれているかと思います。

しかし、私がきょうこの場で指摘したいのは、実はそのこと以上に深刻な現実ということがあると思います。私は、この不払い三兄弟閣僚問題は、本当に国民から見れば唖然としますし、国会でこんなことが論議されているということを恐らく多くの国民は嘆いて、本当にまた政治不信が拡大した、年金不信が拡大したと思いますが、実はそれ以上に、本当に今絶対に論じておかなければいけない問題があるように思います。

というのは、冒頭に大臣にお伺いした、国民皆年金を維持するおつもりがおありますかどうですかという一問にかかるまいますが、実は、それが以上にかかるまいますが、実は、何千人かの国民は嘆いて、本当にまた政治不信が拡大した、年金不信が拡大したと思いますが、実はそれ以上に、本当に今絶対に論じておかなければいけない問題があるように思います。

そこで、資料の一枚目、これはいわゆる平成十

四年度に実施された半額免除制度の導入の結果でございます。

そこで、資料の一枚目、これはいわゆる平成十一年によって申請の全額免除だった方、二百七十七万人が確かに全額免除者は百四十万人に減りました。ではその人たちが納入してくれたのといふだけであるのか否かということも私はきょう問題にしたい。考え方が違うんじゃないかなと言いたいのです。

そこで、資料の一枚目、これはいわゆる平成十四年にまとめございますが、半額免除制度の導入によって申請の全額免除だった方、二百七十七万人が確かに全額免除者が百四十万人に減りました。ではその人たちが納入してくれたのといふだけであるのか否かということも私はきょう問題にしたい。考え方が違うんじゃないかなと言いたいのです。

一方で生じております。それと同時に、私がこのうものに掛金を納めず、私的年金の方が、もう自分はそれでやつていけるからいやという潮流がない。私立学校の問題もございます。こうした問題を一つにしていく。それとあわせて、国民年金を維持するおつもりがおありますかどうですかという一問にかかるまいますが、実は、何千人かの国民は嘆いて、本当にまた政治不信が拡大した、年金不信が拡大したと思いますが、実はそれ以上に、本当に今絶対に論じておかなければいけない問題があるように思います。

そこで、資料の一枚目、これはいわゆる平成十

四年度に実施された半額免除制度の導入の結果でございます。

そこで、資料の一枚目、これはいわゆる平成十一年によって申請の全額免除だった方、二百七十七万人が確かに全額免除者は百四十万人に減りました。ではその人たちが納入してくれたのといふだけであるのか否かということも私はきょう問題にしたい。考え方が違うんじゃないかなと言いたいのです。

そこで、資料の一枚目、これはいわゆる平成十四年にまとめございますが、半額免除制度の導入によって申請の全額免除だった方、二百七十七万人が確かに全額免除者は百四十万人に減りました。ではその人たちが納入してくれたのといふだけであるのか否かということも私はきょう問題にしたい。考え方が違うんじゃないかなと言いたいのです。

そこで、資料の一枚目、これはいわゆる平成十一年によって申請の全額免除だった方、二百七十七万人が確かに全額免除者は百四十万人に減りました。ではその人たちが納入してくれたのといふだけであるのか否かということも私はきょう問題にしたい。考え方が違うんじゃないかなと言いたいのです。

そこで、資料の一枚目、これはいわゆる平成十

四年度に実施された半額免除制度の導入の結果でございます。

年以上の方は、今の年金受給者の中では5%でございます。したがいまして、非常に免除の状態が多いというわけではございませんで、私どもはむしろ、四段階免除を導入したいというふうに思つておりますのは、自営業の方の事業なり家計の収入が非常に変動がある中で、その中で選択をしていただいて、できるだけ満額の年金に結びつくと具体的にはこれは政令で定めてまいりますが、

今申し上げました、大体二割、一割ということを基本にいたしまして、四分の三免除というのは今半額免除の中でございますので、基本的にはその三割の内数というふうになつてまいります。四分の一の免除は、その三割から、今のところさらにふえるという状態でございますが、これは先ほど申し上げました、相当の利点もございますので、所得の関係で、具体的には法律に基づきまして政令で定めたいというふうに考えております。

○阿部委員 そのような御答弁でしたら、次のページをあけていただきたいと思います。

これは第一号被保険者における就業状況別世帯所得の状況という図でございます。これも今回社会保険庁にお願いして初めて出していただきました。

このような表を出しますのは、私と大臣が論議するときに、一号被保険者は自営業をモデルとしていると大臣がいつもおっしゃいますので、私は、その比率は、現在、自営業御本人一八%、家族で一〇%で、二八%内外で、実はここに書いてあるような常用雇用だけでも一号被保険者にいる、臨時、パートで第一号被保険者にいる、無職で第一号被保険者にいる、そういう人の方がマジョリティなんだということを一つは示したいのと、その人たちの所得把握をどのようにしているかという圖でございます。

ここにお示しいたしました大体二百万円未満、これは先ほどの局長の御答弁だと半額免除になる方たちと見ていただきたいと思いますが、この

だけでも、半額免除の方だけでも大体この図の三

分の一、全体の三分の一が半額免除、そして、さつきの四分の三免除まで含めれば半分くらいになるんだと思います。

では、国民年金というのは、一律一万三千三百円の定額で、その方の所得に関係なく、たとえ逆進性があろうとも所得に関係なく取る、もともとそういう考え方ではなかつたのでしょうか、坂口大臣にお願いします。

○坂口国務大臣 この表は、前回でございましたか、私も初めて拝見したわけでございます。阿部議員のところには届いておりませんけれども、私のところには届いておりませんで、初めて私は見たわけですが、決して嫌みを言っておるわけではありません。

こういう内容、さまざまなお方が中におみえになります。この表を拝見しますとよくわかるということは、この表を拝見しますとよくわかるということは、この表を拝見しますとよくわかるということは、この表を拝見しますとよくわかる

御指摘のよう、国民年金というのは、現在で一万三千三百円という値で一律にしてあって、そしてそこに、不可能な皆さん方につきましては、先ほどから出しておりますように、半額とか、あるいはまた四分の一、四分の三というようなものを今回は導入をしようということになっているわけでございます。

いわゆる所得の高い人から見ると、この国民年金制度というのは非常に年金の額が低いということになると思いますし、今度はまた、所得の少ない人から見れば、一万三千三百円を払うのがなかなかつらいということになるんだろうというふうに思います。

そこはいろいろ立場によって違いますけれども、そこを一定の一万三千三百円という、現在でいいますと、そこに線を設けて、そして一律にお願いをしている。額としてはそんなに高い額ではないというふうに私は思いますが、もし私の事実認識が誤りであれば申しわけありませんが、そこでなければ大臣にお願いします。

○坂口国務大臣 社民党の方で今おつくりになつております案が、基礎年金部分というのを、いわゆる最低保障年金でしょうか、基礎年金に当たる額と申しますと、そこに線を設けて、そして一律にお願いをしておるところです。

○衛藤委員長 午後一時三十二分開議
○衛藤委員長 午後一時三十分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたしました。

○阿部委員 大臣に前回お示しした図とまたこれ

は違つんです。また保険庁にお願いして、新たな方でいいのなら、今私どもも含めて野党が言つている所得比例を考えてくれまいかというのが一つ。それから、基礎年金部分、皆年金にするのであれば、現在のように制度が乱立していくわかりづらいということも含めて、逆にどのくらいの額があれば暮らしが成り立つかという最低ラインを把握してまいりました。ただ、時間等の制約で、せめて国民年金の問題だけでも明らかにしておこうとした場合に、何度も言いますが、この図を見ていただければわかるように、左側三分の一が半額免除、そして四分の三免除まで一割、だつたら所得比例じゃない。所得比例で考えて、その逆進性を高めない考え方をとらないと、もう第二号の国民の年金と言われる部分が成り立たなくなつてはいるんだよということを言いたいわけです。大臣はこの点はいかがでしょうか。もちろん減免はいいことある意味思います。しかし、それは実態を見て、そうせざるを得ないのであれば、制度の骨格から立て直さないといけないのでないか、いかがでしょうか。

ごめんなさい、私はこれで最後の質問なので、もしくは私の事実認識が誤りであれば申しわけありませんが、そこでなければ大臣にお願いします。

○衛藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

再開に先立ちまして、民主党・無所属クラブ、日本共産党・社会民主党・市民連合所属委員に対し、事務局をして御出席を要請いたさせました。が、御出席が得られません。

再度理事をして御出席を要請いたさせますので、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○衛藤委員長 速記を起こしてください。

理事をして再度御出席を要請いたさせました。が、民主党・無所属クラブ・社会民主党・市民連合所属委員の御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

これより内閣総理大臣出席のもと質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鴨下一郎君。

○鴨下委員 自由民主党の鴨下一郎でございます。

このようないい大変不正當な中で、国民の注視する年金問題を審議しなければいけない、まことに残念でございます。今から、いよいよ審議も大詰めでございます。総理、わざわざおいでいただきて、この中で、私たちは与党として立派な法案をつくり上げていく、このために、大臣そして総理にお話を伺いたい、かように考へている次第でござります。

年金法案の改革案につきましては、これは四月の二日の委員会で提案理由説明がございました。それ以来、精力的に審議が行われて、本日も含めますと九日間、そしておおむね三十時間の審議に及びました。この間、参考人も来てもらいました。それから、多少、野党、与党の山あり谷ありのことはございましたけれども、政府案だけではなく民主党案についても私たちは審議をさせていたいたいわけですが、そういう意味では、今までになく、言つてみれば民主党案そして

政府案、こういうような形で議論ができたということは、ある意味で画期的ではあると思います。

ただ、残念なことに、その制度論については、お互いにすれ違うところもあるし、相入れないと

ころもありましたが、ただ、この年金というのは、それこそ国民が注視して、なおかつ三千万人の給付者、そして七千万人の保険を納めている方々が、それこそ自分のこととして、いつもいつも心配をしてこの審議を見守っているわけでござりますから、さう、午前中には民主党も出席し

て、それこそ制度論について政府に対してのさまざまな建設的な提案もあつたわけであります。こ

ういうようなことを国会の審議の中でやる、これがまさに言論の府として国会の役目なんだろうと

思いますし、国民の負託を受けてきた民主党の議員にもそれをぜひ実行してもらいたい、このよう

に思つて次第でござります。

○鴨下委員 次に、国民年金の未納問題でござります。

平成十四年度の国民年金の保険料納付率は、前年度から八%低下した、こういうようなことで六

二・八%，こういうようなことがあります。

その原因の一つには、これは十四年度の徴収につきまして市町村から国に戻された、こういう事

務処理の変更が相当な影響があると思ひますけれども、国民年金に対する言つてみればP.R不足、

それから徴収の方法について甘さがあつたといえ

ば、そのことについては我々は甘んじてその御批

判に耐えなければいけないわけであります。ま

た、先週には、一部の大蔵が国民年金の未納だつた、こういうようなことでありましたけれども、

そのことについては大変残念には思いますが、國

会議員の責任の重さ、それから大臣の重さにかん

がみて、これからみずから気引き締めて、そし

て率先して国民年金の納付というようなことにつ

いてはぜひ御尽力をいただきたい、こういうふうに思つてゐるところであります。

ただ、それだけではなく、こうした問題には、やはり制度の運用やそれから適用のあり方、こう

いうようなことについても私たちはいろいろ考

えなければいけないところもあるんだろうというふうに思ひますが、この国民年金の保険料の徴収について、大臣、一層言つてみれば積極的にお取

り組みいただけるかどうか、このことについて御

答弁をいただきたいと思います。

○坂口国務大臣 平成十四年から国におきまして徴収を行うということになった、その十四年から非常に落ち込んだということは、大変私も責任を感じておるわけでございます。どういたしまして御負担をいただかなければならぬわけでござりますから、この福祉施設なるものにつきましては例外なく整理をし、そしてその見直しを行うといふことを断行したいと考えているところでございま

す。

○坂口国務大臣 次に、年金施設に対するさまざまの御意見をちょうだいいたしました。

今も鴨下議員が御指摘になりましたとおり、今後、非常に厳しい財政の中で国民の皆さん方にも

御負担をいただかなければならぬわけでござりますから、この福祉施設なるものにつきましてはもことは、今までどおりの、あるいはそれ以上の加入者を確保しなければいけないというふうに思つております。

理由はさまざまだというふうに思ひます。いわゆる所得の多い人们にもござりますし、所得の少ない人们にもござります。所得の少ない皆さん方に対しましては、それなりの段階的な減額措置もいたしまして払つていただきやすい体制を整えていく、そしてまた、支払いのしていただきやすいような体制もつくり上げていくといったこともやらなければいけませんし、ましてや所得の多い皆さん方に対しましては、ぜひとも御参加をいただくよう、この年金制度は自分の老後ののみならず、これはお互の、相互扶助の精神の上に成り立つてゐることをひとつ御理解いただいて、御参加いただくということにしなければいけないというふうに思つております。

制度上の問題もございましょうし、運営上の問題もあるうかといふうに思ひますが、今まで以上に、ひとつ全体に見直しを行いまして、払つていただきやすいような環境を整えるということがまずやらなければならぬ仕事だというふうに思つてゐる次第でございまして、努力をさせていただくことをここにお誓い申し上げたいと思ひます。

○鴨下委員 その問題に関しまして、きょうの新聞にも、言つてみれば納付を怠つた期間が二年でおしまいになるというのではなく、少しさかのほつて納める期間を長くできたらどうか、こういふ意味で、追納ができる範囲を二年から少し引き延ばしたらどうかというような議論がありましてけれども、このことについて、もし大臣、きょう何らかのコメントをいただければ幸いります。

○坂口国務大臣 ここは、御指摘いただくのはございません。

もつともな点があるというふうに思つております。したがいまして、ここは少し見直しをさせていただいて、まあ、少なくとも五年ぐらいはかかるほつてお支払いをいただけるようにならないと、他の制度との整合性もとれないと、いうふうに思つますので、そこはしっかりと検討し直しを行いたいというふうに思います。

○鶴下委員 引き続き、給付と負担についてのお話をお伺いします。

ですから、今回は私は、この制度改革というのは抜本改革だと思っているんです。それは、国民に、いずれこうなりますよという将来の最終的な姿をお示したという意味では、非常に意義が深いだろうというふうに思います。

ただ、やはり厚生年金の保険料等を引き上げていくことによる、例えば経済に対する影響だと、それから雇用に対する影響だととか、こういうようなことについては、経済団体の皆さん、それから労働組合の皆さん、そして、それこそ一般の国民の皆さん、いろいろな思いで今回の制度改革を見守っているというふうに思いますが、大臣、ぜひ、このことにつきまして、国民が安心してこの制度の中で年金を、給付を受けたり、保険料を払っていくことに安心感が出るよう、コメントをいただきたいというふうに思います。

○坂口國務大臣 今回の案をつくりますときにはいろいろの議論をいたしました、その結果として、五年ごとに見直しをするということによつて皆さんが非常な不信を抱くということが今後あつてはならない、もう少し長いスパンで将来を見て、そして、お願いするところはお願いをしなければならないということになりました。

そうした中で、負担につきましては、これは、少子高齢社会に対応していくわけでございますので、一八・三〇%まで、十四年かかつてでございますけれども、徐々に上げていがざるを得ません。これはお願いをしなきやならない。一方におきまして、年金額については、これは、現在の五九%という平均の値に対しまして五〇・二%まで、これも徐々にではござりますけれども、引き下げを行わなければならない。負担をしていただきます方も少し少な目に、そして今度は、給付を受けていただきます方も少し小ぶりにといったことで、両方をお願いしなければならないことになつたわけであります。

これは、お願いをする側といたしましては、まことにつらいことでございます。しかし、現在の少子高齢社会の中で進んでいきます以上、いつかはそれが訪れるわけでございまして、その将来を見据えて、本当のこと申し込み上げて御理解をいただくというのが、今の政治に課せられた任務ではないかというのが我々の考え方でございまして、皆さんにも御賛同をいただいたわけでございます。

今後、そのことが経済に対してどう影響をつか。一八・三〇年に、十四年かけてではありますけれども上げていきますときに、そのことが経済にどう影響を与えるかといったこともありますので、そうしたことにも十分目を向けながら、この年金の制度だけではなくて、年金以外の政策につきましても、ひとつ、さまざま御意見を申し上げて、そしてさまざまな政策を立案させていただだいて、これは一緒に考えていかなければならぬことだ、かように考へている次第でございます。

○鴨下委員 今、大臣が、年金に限らず、介護だとか、それから高齢者医療だとか、あらゆる社会安全保障全体のバランスを考えながら年金も考えなければいけない、まことにそのとおりだろうというふうに思います。年金についても、御高齢になつて、いわば介護に厚くサービスを受けたい方は多少年金についてはいろいろと調整をさせていただかなければいけないのかなというふうに思つてゐるわけあります。

総理、せつかくおいででありますので、一問伺います。

せんだつて私、たまたまある老人ホームの方とお話をしていたんですが、その中で、その老人ホームで亡くなつた方のお骨が百八十柱保管をしてあるということなんですね。私は驚きまして、それはどうしたんですかと言つたら、いや、遺族がお骨を持つていかないんだ、そして貯金通帳だけ持つていってしまうんだ、こういうようなことを聞いて、私はショックを受けたんです。

そういう意味で、やはりお年寄りが安心して最後を過ごしていけるようにするために、これは、介護、そして年金、こういうものを単純に分離するのではなく、きちんととした総合的な判断で、言つてみれば、皆さんが安心して老後といいますか高齢社会を過ごせる、こういうような仕組みをもう一度我々は年金審議の後には考えていかなければいけないんだろう、こういうふうに考えているわけでありますけれども、せんだつて新聞で仄聞するところでは、総理がそういうようなお考えをお持ちで、社会保障全体についての協議会を考えつくられる、こういうような話を、報道でありますけれども、聞いたんです。

そういうようなことを含めまして、年金、その次には、明年は介護の問題もございます。さらには高齢者医療も取り組まなければいけません。そして税制の総合的、抜本的な改革もやらなければいけない。こういう中で、ぜひ総理、社会保障全

○小泉内閣総理大臣　社会保障制度というのは、年金だけではありません。介護、医療、この基本であります社会保障について、経団連の会長の奥田さん、連合の会長笠森さんも、先日官邸にお越しくなりまして、そのようなお話をいたしました。できれば多くの国民の声を聞いてくれるような場を設けたらどうかというような話をもいただきました。

年金も大事、介護も大事、医療も大事。いずれも、給付は多ければ多いほどいい、負担は軽い方がいいという多くの国民がございますが、やはり、給付を受けるためにはどの程度負担が必要か、また、だれが負担するのかという問題もありますから、この給付と負担も含めた社会保障全体を協議する場を設けたらどうかというお話でありますので、私は、それも必要だと思つております。

○鷲下委員　時間ですから終りますが、民主党の皆さんもおいでいただいたようでありますの方等、考える場を設けてもいいのではないかと政府としても考えております。

○鷲下委員　時間ですから終りますが、民主党の皆さんもおいでいただいたようでありますので、ぜひ、そういう意味では、正常な状態で採決が行われますようにお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○衛藤委員長　次に、福島豊君。

○福島委員　公明党の福島豊でございます。

本日は、総理大臣に御出席をいただきまして、御札を申し上げる次第でございます。

また、総理として四年目を迎えたことにお喜びを申し上げる次第であります。これからもますます頑張っていただきたいと思っております。

この年金制度改革法案の審議も三十時間を過ぎ、大詰めを今迎えようといたしております。本

日、私は、この法案の審議を振り返りまして、その間さまざまに指摘されましたことを踏まえて、総括的に質問いたしたいと思つております。もちろん、民主党の皆様からいただきましたさまざま御指摘についても、本日、改めて私からも聞かせていただきたいと思つております。

今回の年金制度改革案の議論におきましては、民主党がいわゆる対案を出されて、抜本的な改革ということが大変大きな論点となつたわけでござります。しかしながら、現在求められている抜本的な改革、抜本改革とは一体何なのかということについては、終始議論のすれ違いが続いたのではないかと私は思つております。この点については、まさに残念に思つております。

私は、今回の改革で最も大切な要素は、少子高齢化の進行に対してどのように対応していくのか、給付と負担をどのように調整して安定した財政運営を図っていくのか。

これは政府の案では、保険料の上限を固定し、そしてマクロ経済スライドによつて自動的に給付を調整していくという仕組みを導入したわけですが、ここどころが、少子高齢化に対応する仕組みとしては最も大切な点であるというふうに思つております。そしてその中で、国民にどうして、マクロ経済スライドと言われてもわかりませんので、負担と給付が一体となるのか、ここどころが一番大切であります。その具体的な姿、将来像を明確に示し、理解を求めることは、高く評価されるべきであると思つております。

一方、民主党の提案は、その中核、少子高齢化社会に対する中核的な対応というのを、みなし確定拠出方式、いわゆるVDCでありますけれども、これを導入するということを提案したことではありませんが、大変残念でございますけれども、この点については十分な議論を開いていただくことができませんでした。一元化ということがより大きな論点として掲げられたわけでございますけれども、一元化は、決して、少子高齢化、人口構造の大きな変化に対

応する議論とは重ならないわけであります。このところに、議論のすれ違いが起つた最大の理由があるのではないかと私は思つております。

また、民主党の提案について一言だけ申し上げれば、本来、被用者年金制度の中で解消されるべきいわゆる過去債務の負担を、保険料の引き上げを回避するという一点から、国民に広く負担を求める消費税すべて賄う、こういう主張をしたわけでござりますけれども、公平性の観点からは到底理解されるものではない、私はそのように思つております。

本日、総理が御出席でござります。総理に、まず初めに、今回の年金制度改革の最大の意義は何であったのか、この点を国民に対して訴えるという意味から、御発言を求めていたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 高齢少子社会といいますが、ますます高齢者がふえていくにつれまして、では、若い人がそれを支えていくような形でふえていくかというと、そうじやないですね。今の人口構造を見ましても、かつての人生五十年から人生八十年、しかも百歳以上の方が既に二万人を超えるという状況。

年金制度が出てきたときには、人生五十年で、八十歳なんというのは長生きの部類だった。しかし今、もう長生きの部類じゃなくて、平均寿命ですね。その当時、六十五歳から支給するということでありましたけれども、当時は出生率もかなり高くて、多いときで、戦後、年間二百七十万人ぐらい生まれたんぢやないでしょうか。しかし、最近は年間百二十万を切っていますね。となりますと、もう二十年先を見通せるわけです。現在生まれている方々を見れば、支える若い人、二十年

間、もうこれ以上ふえないのはわかっているわけです、二十年先はともかく。そうなると、現在のよほど税金を投入しないともたない。

そういう点から、持続可能な制度にするために、給付される側から見れば、給付は多い方がいいんです、が、これはやはり負担する側の立場も考

えなきやいけないということで、給付と負担と税金をどこまで投入しようかという問題を考えないと、持続可能な制度にならない。五年ごとの見直しがあるのではないかと私は思つております。

また、基礎年金部分の負担は三分の一から二分の一程度がいいか、負担の上限はどの程度がいいかということを考え、五年後に見直すといいます。ことではなくて、将来にわたつて一つのモデル対象をつくりまして、給付の上限は五〇〇%程度、負担の上限は、厚生年金ですと一八〇%程度、そこで引き上げていこうとすることを示したわけあります。

いずれにしても、年金というのは、お互い支え合つていくわけですから、給付される側も、我々の子供、孫の世代が保険料を負担してくれるから自分の給付は受けられるんだ、若い人たちも、いずれ年をとる、今は年金要らないよと思つていても、その世代になつてみれば年金は欲しいという気持ちになつてくるものだと思ひます。そういうことから、お互い、給付される側、負担する側、両者が支え合つていこうという精神のもとに、年金制度を持続可能なものにしていただきたいというのが、今回の改正案の趣旨でござります。

もとより、厚生年金、共済年金、国民年金、いろいろ制度が分かれています。こういう点についてもいろいろ議論のあるところは承知しておりますが、どのような制度にならうとも、給付と負担、そして税金投入、この三點は、どんな制度であつても考慮しなきやならない重要な課題でありますけれども、今後とも、そういう点については、いろいろ話し合いの場があつてもいいと思つております。

○福島委員 どうもありがとうございました。

先ほど総理から、年金制度改革のみならず、医療保険制度、そしてまた介護保険制度、こうした社会保険制度全般の見直しについて幅広く国民の意見を聞く、そういう場を政府として設けるといふことも必要ではないかという御発言がございました。現に、厚生労働省におきましては、明年の

介護保険制度の見直しに向けて、具体的な検討が進んでいるわけであります。また、医療保険制度につきましても、社会保障審議会で検討を進めております。政府全体としてのこうした大きな流れの中に、厚生労働省としての取り組みもきちっとリンクしていく必要がある。

そういう意味で、先ほどの総理大臣の発言を受けて、厚生労働大臣として、社会保障制度改革全般の問題にどのように取り組んでいかれるのか、御見解をお聞きいたしたいと思います。

○坂口国務大臣 いずれにいたしましても、社会保険全体を見て、そして国民の皆さん方にそれをどうお願いをするのかという総括的な見方というものが大事なんだろうというふうに思つております。

これは総理から御答弁のあったとおりでございまして、年金、医療、介護、あるいはまたその他、雇用保険等も含めてでございますが、国民の皆さん方に負担をしていただきますときには、それは一つの財布であり、一つの財布から出しています。

これは総理から御答弁のあったとおりでございまして、年金、医療、介護、あるいはまたその他、雇用保険等も含めてでございますが、国民の皆さん方に負担をしていただきますときには、それは一つの財布であり、一つの財布から出しています。ただわけでありますから、全体としての保険料というのは一体どれぐらいになるのか、そして国が税として負担するのはどれぐらいになるのか、それに対するそれぞれの対応いたします給付は一体どれだけになるのかといったことを総括的に明らかにしていく必要があるというふうに思つております。

今まで、経済状態が非常に好ましい時期でございましたから、そういうことが余り言われなくともこれで済んできたわけでござりますけれども、これから先、それほど経済成長が大きいとは思えません。そうした中で、これらの負担といふもののあり方について、ここで一遍整理をするといふことが大事な時期になつてきているのではなかつかない。社会保障全体として、そして税と保険料、双方から見て、どういう割り振りにし、何に税を使い、何に保険料を使うのかといったことにについての議論というのが必要になつてきたと考えているところでございます。

○福島委員 今回の年金制度改革の議論におきましては、社会保険庁の業務の問題が繰り返し取り上げられたわけであります。年金制度本来の課題というよりも、むしろ、その業務のあり方がどうなっているんだ、本当に効率的にこれが行われているのか、いろいろな指摘がございました。その中で、例えば、現況届の事務の効率化ということについては、住民基本台帳ネットワークがありまして、こうした情報を活用しようという方向も示されたわけであります。

福祉施設の処理の問題と並んで、社会保険庁の業務をいかに効率化するのか、そしてまたそのサービスをいかに高めていくのか、その徹底した見直しが必要であるというふうに私は思つております。今回の議論の中で、年金制度に対しての信頼がいろいろと損なわれた、こういう指摘もあるわけでございますけれども、その一つ一つの指摘は、その業務のあり方、これがどうなんだということがあります。

そういう意味で、指摘された一つ一つの課題にとどまらずに、棚卸し的に、包括的にその業務のあり方というものを見直すべきではないか。例えば、社会保険庁長官に民間人を据えるというようなもの一つの考え方ではないかと私は思つておりますけれども、そうした業務の見直しに向けてのお考えをお聞きいたしたいと思います。

○坂口国務大臣 きょう午前中、内山議員からも御指摘をいただいたところでございまして、例えば、現在総括的に年金ならば年金を計算いたしておりますが、この計算システムといふのが、一体、現在の水準からいってどの程度のものなのか。御指摘ありましたように、本当はもっと機能の高いものにはなつていて、もつと単純明快にこれは事が進むのかもしれない、けさお聞きをしながら、私も実感としてそう思つた次第でございます。

したがいまして、現在は、より多くの財源をかけて、そして大きな施設で、設備でやつておりますけれども、その必要性があるはなくなつてき

ているのかもしれない。これは、最近の進化、ITの、あるいはまた全体の進化というものは大変なものでござりますから、そのことは我々も十分に考えて考へ直していかねばならない。そして、年金のお金は年金に限定をするということでなければならぬ。あるいはまた、その中で使用いたしまさざまな財源につきましても、本当に、整理をするものは整理をし、そして限定期に、そしてできるだけかかるないようにしていくものはしないかなければならない。そうすることによつて、人の配置にも大きく影響を及ぼしてくるといふふうに思ひます。

長官等のお話もありましたけれども、そうした民間の力というのもここにできるだけ導入をして、そうして、今までの体質をやはり変えていくという努力がなければならない。私も率直にそう思つておられるだけだと思います。

○福島委員 次に、この委員会での質疑の中では、保険料を毎年引き上げていくと雇用のあり方が変わってくるのではないか、正規雇用から非正規雇用に変わるのではないか、このような懸念が示されたわけであります。

今回の年金制度改革案では、パート労働者に対する厚生年金の適用拡大の問題については五年後との課題とされたわけであります。こうした保険料の引き上げに伴う雇用のあり方の変化に対する懸念もあるわけでありますので、この五年後のパート労働者に対する厚生年金保険適用の問題について、具体的にどのような検討をしていくのか。これは、年金制度のあり方だけではありませんけれども、その業務の見直しについてお示しをいただきたいと思います。

○坂口国務大臣 きょう午前中、内山議員からも御指摘をいたいたところでございまして、例えば、現在総括的に年金ならば年金を計算いたしておられますこの計算システムといふのが、一体、現在の水準からいってどの程度のものなのか。御指摘ありましたように、本当はもっと機能の高いものにはなつていて、もつと単純明快にこれは事が進むのかもしれない、けさお聞きをしながら、私も実感としてそう思つた次第でございます。

したがいまして、現在は、より多くの財源をかけて、そして大きな施設で、設備でやつておりますけれども、その必要性があるはなくなつてきましたが、いろいろな指摘がございました。二〇一二三年には基礎年金の部分が六十五歳になり、そしてその後は、二〇二五年には二階部分のところが六十五歳になつていくわけありますから、定年の引き上げあるいは継続雇用ということを抜きにしては考えられないわけでございますので、ここに谷間ができるないように

たいというふうに思つておりますけれども、パートで働いておみえになります皆さん方からも大変な反対がございました。もちろん、経営者か

らもございました。

そうしたことなどを踏まえて、今回、やむを得ず見送りにさせていただいたわけでございますが、これは、一度にやるということではなくて、やはり段階的に正規の雇用の皆さん方と同じレベルに引き上げていく、段階的にやっていくということが大事ではないかというふうに思つております。

今後進めていかなければならぬといふうに思つております。

今回提案をいたしております六十五歳までの定期延長あるいは継続雇用というのは、まだこれで十分にそれが保障されるというところでは正直言つて至つております。けれども、第一歩をここに踏み出しができましたといふうに思つておまりまして、ここを足場にしまして、企業の皆さん方も積極的にお願いをしていただきたいといふうに思つております。

○福島委員 もう質問時間が終りましたので、最後に、先ほどの鴨下委員と重なる質問を総理にいたしましたが、総理にお願いござりますけれども、四年目に入られまして、先ほども、社会保障制度、年金、医療、介護、包括的に検討するという決意をお示しになられたわけあります。

二十世紀において安定した制度運営ができるよう、そしてまた国民に信頼されることができる社会保障制度の再構築のためにぜひ全力で取り組んでいただきたい、そのことをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○古川(元)委員 民主党の古川元久でございます。

まず、総理、これまでのこの年金問題をめぐる、いろいろ明るみになつてきたこと、また議論を踏まえまして、今回、与野党とも、年金の抜本改革が必要だ、そういう認識に至つた背景には、現在の年金制度に対する国民の不信が極度にまで達している、そういうことがあると思ひますけれども、今のこの状況の中で、現行制度に対する国民の不信感が少しでも解消したとお考へですか。

○小泉内閣総理大臣 今までの議論の中で出てきた点、御指摘の点を踏まえて、改善すべき点は改善していかなければなりませんが、年金というのは将来も安定した形で維持していく必要があるといふ点では共通しているのではないでしようか。私は、そういう点から、国民は、社会保障の重要な

問題であるということについては強い関心を持つておられるんだと思います。

○古川(元)委員 国民は確かに関心を持ちました。そして、先週金曜日に、この政府・与党案を提出した提案者である閣僚の三人が国民年金に加入してしまった、言え未納だったということが明らかになりました。

こういうことが明らかになつたにもかかわらず、その問題について何ら、総理としてきちんとコメントもなく、そしてまた、公党間の協議の中で、本来は、これは、政府案を提出した閣僚、そこは、坂口大臣が金曜日にここで、月曜日まで閣僚の分全部、ちゃんと納付記録出しますと言つたにもかかわらず、それをほこにした上で、そして、そもそも筋違いでありますけれども、我々の、民主党の次の内閣の、ではその閣僚も出せという話になつた。

では、そこまで言つておれば、国民の皆さん方の不信を解消するためには……(発言する者あり)

(発言する者あり)

○衛藤委員長 御静聴に願います。

○古川(元)委員 私たちも出しますよという決断をして、そして、きょうのお昼までにお互いが一緒に出すという約束をしたはずであります。そ

のことは総理も承知のはずだと思います。

も。そして、私どもは、もうこれを既に用意して

おります。今すぐでも出せます。

それと突然、政府・与党の方は、六時まで待つてくれと言つた。どういうことですか、これは、まことにこういうことこそ、制度に対する国民の不信をさらに拡大するものではありませんか。いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 各党、政黨間の協議がある

ときも、今までの議論の中ではあります。

そこで、改めて、この年金

を踏まえます。

野党でよく協議する必要があると思っておりま

す。古川元久君、質疑を続けてください。(発言する者あり)古川元久君、質疑を続けてください。

古川元久君、質疑を続けてください。

やつてないじゃないですか。それを何度も私が理事会をやりましたようと言つても、やらなかつたじゃないですか、じゃ、委員長の前の年金問題についてといつて。

○衛藤委員長 言つたじやないですか、私は、入つていますつて。

○三井委員 やつていただけますか、それじゃ、早急に。

○衛藤委員長 はい。
○三井委員 早急について、いつですか。

○衛藤委員長 三井君、質疑時間が十一分経過をいたしております。——質疑を続けてください。

大島君の時間になつております。(発言する者あり)

今お答えしたとおりです。

どうぞ。十二分過ぎております。——三井辨雄

君、質疑時間が終了いたしました。十四分オーバーをし、質疑時間が終了いたしました。三井辨雄君、持ち時間が、十四分オーバーし質疑時間が終了いたしました。——はい、三井辨雄君。もうこれで最後です。

○三井委員 委員長、申しわけないですけれども、こんな大臣の答弁、あるいは委員長のもとでは、とても質問できません。ここで私は質問を取りやめます。退席させてもらいます。退席します。退席します。

○衛藤委員長 次に、大島敦君。大島君。——次に、大島敦君。——次に、大島敦君。——大島敦君。——次に、大島敦君。——次に、大島敦君。

(委員長退席、宮澤委員長代理着席)

(宮澤委員長代理退席、委員長着席)

(委員長退席、宮澤委員長代理着席)

(宮澤委員長代理退席、委員長代理着席)

○衛藤委員長 ただいま事務局をして質疑者大島君に出席を要請いたさせましたが、御出席が得られません。やむを得ず次の質疑に進みます。

次に、山口富男君の質疑に入ることといたしておりますが、質疑をしないとのことでござりますので、やむを得ず次の質疑に進みます。

次に、社会民主党・市民連合所属委員の質疑に入ることといたしておりましたが、御出席が得られません。

北川知克君。

○北川委員 動議を提出いたします。

内閣提出、年金関連三法案の質疑を終局し、討

論を省略し、直ちに採決されることを望みます。

○衛藤委員長 北川君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○衛藤委員長 起立多数。そのように決しました。

国民年金法等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○衛藤委員長 起立多数。可決されました。(発言する者あり)

年金積立金管理運用独立行政法人法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○衛藤委員長 起立多数。可決されました。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○衛藤委員長 起立多数。可決されました。

三案の委員会報告書の作成は、委員長に御一任をいたすこととに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○衛藤委員長 起立多数。そのように決しました。

〔賛成者起立〕

○衛藤委員長 〔報告書は附録に掲載〕

午後四時三十八分散会

平成十六年五月二十一日印刷

平成十六年五月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局